

平成25年玉村町議会第3回定例会会議録第1号

平成25年9月4日（水曜日）

議事日程 第1号

平成25年9月4日（水曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 県央水質浄化センターに関わる特別委員長の調査報告
- 日程第 6 請願の付託
- 日程第 7 報告第 5号 平成24年度玉村町土地開発公社決算報告について
- 日程第 8 報告第 6号 平成24年度公益財団法人玉村町文化振興財団決算報告について
- 日程第 9 報告第 7号 平成24年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告について
- 日程第10 議案第47号 平成24年度玉村町水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第11 認定第 1号 平成24年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 2号 平成24年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 3号 平成24年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 4号 平成24年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 5号 平成24年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第 6号 平成24年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 7号 平成24年度玉村町水道事業会計決算認定について
- 日程第18 報告第 8号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第19 報告第 9号 平成24年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第20 議案第48号 玉村町債権管理条例の制定について
- 日程第21 議案第49号 玉村町税条例の一部改正について
- 日程第22 議案第50号 平成25年度玉村町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第51号 平成25年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第52号 平成25年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第53号 平成25年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第54号 平成25年度玉村町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第27 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	笠原 則孝 君	2番	石内 國雄 君
3番	原 幹雄 君	4番	柳沢 浩一 君
5番	齊藤 嘉和 君	6番	筑井 あけみ 君
7番	備前島 久仁子 君	8番	三友 美恵子 君
9番	町田 宗宏 君	10番	川端 宏和 君
11番	村田 安男 君	12番	高橋 茂樹 君
13番	宇津木 治宣 君	14番	石川 眞男 君
15番	島田 榮一 君	16番	浅見 武志 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	貫井 孝道 君	副町長	重田 正典 君
教育 長	新井 道憲 君	総務課長	高井 弘仁 君
経営企画課長	金田 邦夫 君	税務課長	月田 昌秀 君
健康福祉課長	小林 訓 君	子ども育成課長	佐藤 千尋 君
住民課長	山口 隆之 君	生活環境安全課長	斉藤 治正 君
経済産業課長	筑井 俊光 君	都市建設課長	高橋 雅之 君
上下水道課長	原 幸弘 君	会計管理者兼会計課長	松浦 好一 君
学校教育課長	川端 秀信 君	生涯学習課長	井野 成美 君

事務局職員出席者

議会事務局長	大嶋 則夫	局長補佐	石関 清貴
主 査	関根 聡子		

○議長挨拶

◇議長（浅見武志君） おはようございます。

平成25年玉村町議会第3回定例会が招集されましたところ、議員各位には公私ご多用中ご参集いただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。今定例会は、決算議会ともいうべき9月議会を迎えたわけではありますが、審議結果が新年度に反映され、またあすの玉村町のまちづくりの一助となる、意義ある議会であります。

さて、今定例会には、平成24年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定にかかわる議案や補正予算など重要な議案が町長から後ほど提案されます。また、監査委員より各会計の決算認定、玉村町健全化判断比率及び資金不足比率の意見書の報告などを、住民の負託を受けた議会議員として、あらゆる角度から慎重なる質問や質疑を行っていただき、スムーズな議事運営に当たられ、適正にして妥当な審議結果が得られますようお願いのものであります。また、今回は一般質問の通告が5名の議員からなされておりますが、活発な議論がなされるものと期待するところであります。

議員並びに町長を初め執行各位は、残暑厳しい折、体調に十分留意され、本定例会に臨んでいただくようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。



○開会・開議

午前9時開会・開議

◇議長（浅見武志君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年玉村町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 諸般の報告

◇議長（浅見武志君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による随時監査の結果、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果が報告されております。6月から8月までの報告は、お手元に配付したとおりであります。

次に、議員派遣終了報告書が提出されております。研修内容等は、お手元に配付したとおりであります。



○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（浅見武志君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第127条の規定により、2番石内國雄議員、3番原幹雄

議員の兩名を指名いたします。



○日程第3 会期の決定

◇議長（浅見武志君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期については、去る8月28日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

筑井あけみ議会運営委員長。

〔議会運営委員長 筑井あけみ君登壇〕

◇議会運営委員長（筑井あけみ君） おはようございます。議会運営委員長の筑井あけみでございます。報告申し上げます。

平成25年玉村町議会第3回定例会、議会運営委員長報告。平成25年玉村町議会第3回定例会が開催されるに当たり、去る8月28日午前9時より、役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から9月13日までの10日間といたします。

今定例会に町長から提案される議案は、報告5件、認定7件、議案8件の20議案を予定しております。概要につきましては、日程1日目の本日は、まず各委員長より閉会中における所管事務調査報告を行います。次に、県央水質浄化センターに関わる特別委員長の調査報告があります。次に、請願の付託を行います。続いて、町長より報告第5号から報告第7号までの3件についての一括報告があります。次に、議案第47号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。その後、認定第1号から認定第7号までの平成24年度決算関係7議案について一括提案説明があり、監査委員の審査意見報告の後、総括質疑を行い、決算特別委員会を設置し、審査の付託を行います。次に、報告第8号及び報告第9号の2件について一括報告及び監査委員の審査意見報告を行います。その後、新規条例の制定に関する議案第48号について提案説明の後、総括質疑を行い、委員会付託を行います。次に、条例の一部改正に関する議案第49号について質疑、討論、表決を行います。その後、議案第50号から議案第54号までの平成25年度補正予算関係5議案についての一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。最後に、一般質問を行います。質問者は3人です。

日程2日目は、本会議を午前9時に開議、一般質問を行います。質問者は2名です。本会議終了後、決算特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行います。

日程3日目は、総務常任委員会を開催します。

日程4日目と5日目は、土曜、日曜のため休会とします。

日程6日目は、経済建設常任委員会と文教福祉常任委員会を開催します。

日程7日目と8日目は、決算特別委員会を開催します。

日程9日目は、事務整理のため休会といたします。

日程10日目は最終日とし、午前11時から議会運営委員会を開催いたします。その後、本会議を午後2時に開議、委員会に付託された請願と議案第48号について委員長の審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。次に、決算特別委員会に付託された認定第1号から認定第7号までの7議案の審査結果について委員長の報告があり、質疑、討論、表決を行います。その後、各委員長から開会中の所管事務調査報告及び閉会中の所管事務調査の申し出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。

◇議長（浅見武志君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

平成25年玉村町議会第3回定例会の会期は、ただいま議会運営委員長より報告がありましたとおり、本日から9月13日までの10日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から9月13日までの10日間と決定いたしました。



○日程第4 閉会中における所管事務調査報告

◇議長（浅見武志君） 日程第4、閉会中における所管事務調査報告を行います。

初めに、総務常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

柳沢浩一総務常任委員長。

〔総務常任委員長 柳沢浩一君登壇〕

◇総務常任委員長（柳沢浩一君） おはようございます。総務常任委員会、閉会中の事務調査についてご報告を申し上げます。

次により、所管事務等の調査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告します。日時、平成25年7月4日、5日、2日間にわたり宮城県亶理郡亶理町に事務調査に行っていました。長文になっておりますので、できるだけ要点についてかいつまんで報告を申し上げたいと、こう思っておりますけれども、どうなるかは私もわかりません。

さて、調査事項については、1、東日本大震災被災市町村派遣事業について、2、東日本大震災による被害の状況と復興計画についてということで勉強してまいりました。出席委員、また随行者等についてはご参照いただきます。また、説明者につきましては、亶理町の議会事務局の局長さんが説明をしてくれたと。これはいろんな経験がそうしたことはあったのだろうと思っておりますけれども、この点がやや印象的であったかなと思います。

調査の経過であります、東日本大震災被災市町村職員派遣事業についてということで、ご案内の

とおり、23年の3.11、東北地方を襲った東日本大震災は、まさにまれに見る未曾有の大災害をもたらしました。地震の揺れに伴う被害はさることながら、その後起きた津波による浸水被害、家屋等の被害、またとうとい多くの生命をも奪ったわけであります。こうした非常に厳しい中で、復興に向けて被災地においては各自治体においても人手不足、事務量が非常に膨大になっておりますので、人手が足りないという状況が生じている中で、こうした状況を受けて群馬県や群馬県町村会等から被災市町村への中長期的な職員派遣の要請を受け、玉村町もそれに応じて職員の派遣を本年度4月より1名の派遣をしております。派遣希望者については、数名の応募がありましたけれども、1人を選任して、派遣いたしました。

さて、次に被害の状況と復興計画についてということですが、上記のとおり、平成25年4月1日より職員1名を宮城県亶理町に派遣しましたが、総務常任委員会では閉会中の所管事務調査として、この宮城県亶理町の被災状況と復興計画等について現地視察を含め調査を実施したところであります。

さて、次に宮城県亶理町とはどんなところかということについて若干説明を申し上げます。面積については、玉村町の約3倍、73平方キロぐらいの面積があります。その多くが水田地帯でありまして、玉村町にも似た景観でありました。しかしながら、その多くは浸水被害を受けて、塩害等により作付ができない。そうした場面もあるようであります。ご多分に漏れず、亶理町は昭和30年の昭和の大合併によりまして4つの町村が合併をして、現在の亶理郡亶理町になったところであります。町の花はサザンカだそうです。また、町木はクロマツであると。サザンカは寒さに向かって咲くということで、これから復興に向かって立ち向かうこの亶理町のこれからの前途に力を与える、そういう花ではないかなと、こう思うところであります。

さて、亶理町の被害の概要でありますけれども、この下に書いてあるとおりであります。ご参照いただきながら何点かだけお話を申し上げます。まず、町民のとうい生命が、306人の方の生命が失われたということです。そして、そのうちの6名の方の遺体はいまだ見つからないという、こういう大変悲しい現状もあるわけであります。さらには、住宅被害に至っては6,000棟余りの、本当にまさに我々ここにいる限り考えも及ばない限りの多大なる被害を受けております。全壊、大規模半壊、半壊あるいは小規模な被害等、全てにわたりますと6,000棟の被害を受けているという、そういう実態であります。また、津波の浸水面積は、町内半分の面積は津波による浸水を受けたということでございます。一番下に瓦れき量76万トンとありますけれども、私たちが行ったときには既にその瓦れきの残滓というか、山というか、あるいは壊れた住宅等が放置されている様子ではなくて、既にきれいに片づいておりました。聞くところによると、瓦れきの処理については町内にいち早く処理施設を設けて、私が5月に違う東北地方のあるまちに行ったときには、まだ瓦れきの山があちこちに大規模に、小学校の校庭いっぱいぐらいところに大規模に残っておりましたのが印象的でありましたけれども、この亶理町については既に瓦れきは見当たりませんでした。説明を受けないと、ここは

住宅地でありましたよ、こういうことさえあるいはわからないような、非常に復興が私としてはうまくいっているのではないかなと、こう思った次第であります。

さて、次に亘理町の震災の復興計画ということでもありますけれども、まず復興の基本理念というのは、「安全・安心・元気のあるまち 亘理」～亘理らしさを守り・生かした町民が主役の復興まちづくり～をスローガンに計画を策定したということでもあります。この中で特に考え方としては、500年あるいは1,000年に1度起きるような、そうした大災害を完全に防ぐということではなくて、減災、少しでも減らそうと、その災害を少しでも少なくしようという考え方に基づいて、安全、そして安心して住み続けられる居住の確保ということを含めて、多重の防御という、こういう観点で計画をしたということでもあります。防潮堤はもちろんですけれども、防潮林、そして防潮丘といいますか、防潮の丘、堤防ではなくてもう少し大規模な防潮のための丘をつくると、人工の丘をつくると。そして、避難道路の整備、防災教育の徹底、こうした幾つもの考え得る対応をとることによって、多重の防御をしていくと。このことによって町民を守りたいと、こういう計画で今亘理町ではこれから起こり得るかもしれない災害に対して備えているということでもあります。また、このことを風化させない。そして、多くの人命を失った中で記憶には当然残りますけれども、記憶にとどめて、このことを忘れることなく防災の考え方、精神を忘れないということによってやっていく。これからも頑張るということでございました。

さて、最後になりますが、考察ということでもあります。私は当初この計画、亘理町を訪問するという、そういう計画について相談をいただきましたときには、私は306人もの生命を失い、あるいは6,000棟もの建物が被害を受け、町の庁舎さえも私たち行ったら驚きましたけれども、全てプレハブでした。老朽化していたために、震災後の損壊、倒壊はしなかったようではありますが、もう安全性が保てないということで庁舎を壊して、我々訪問したときにはもう既に全ての業務をプレハブの中でやっておりました。そんな状況であったわけでもありますけれども、私はこの話をいただいたときに、そんな多くの人命を失い、大変大きな災害を受けたその町に、我々が訪問をして、物見遊山だと、こういう誤解を受けないだろうか。そして、どう言葉をかけたらいいのかということにも心情をしながらいましたけれども、考えましたけれども、この亘理町というところは年間30万の観光客が訪れる、同時に観光地でもあるそうでありますから、我々が少しでも訪問するということは、その一つの一助にもなるかなということで、今こうしてまた地震がありまして、ほかはどうだったのか、心配でありますけれども、いずれにしても災害はいつ起きるかわからないということで、当町におきましても改めて災害に対する備えということ町全体で町長を先頭にやっていけばいいのかなと、こう思うわけでもあります。いずれにしても10年後、もし私が元気であれば、亘理町を訪ねたときに、亘理町の皆さんからこの地震で受けた被害に対する思いは消えないと思いますが、少なくとも物理的にはきれいに復興をして、その地震の面影もみじんもないような、そんな町に復興していただきたいなと、こう思って帰ってまいりました。

以上で報告を終わります。再び私がこうして報告でここに何らかの形で立てる可能性があるかどうかはわかりませんが、いずれにしても総務関係の各課あるいはまた各課長には大変お世話になりましたことをこの場でお礼を申し上げて、報告にかえます。ありがとうございます。

◇議長（浅見武志君） 以上で総務常任委員長の報告を終了いたします。

次に、経済建設常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

川端宏和経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 川端宏和君登壇〕

◇経済建設常任委員長（川端宏和君） おはようございます。経済建設常任委員長の川端宏和でございます。所管事務等の調査が終了いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

日時は、7月24日、25日の両日で行方市と潮来市の両市でございます。調査事項は、道の駅いたこの事業概要について、また道の駅たまつくり観光物産館こいこいの管理運営について調査をいたしました。出席委員は、委員全員、また議長、議会事務局に随行していただきました。

調査経過でございます。潮来市、道の駅いたこの事業概要について説明いたします。道の駅いたこは、茨城県の南東部に位置し、霞ヶ浦の東側にある北浦に接しております。周辺は川、湖ばかりの水郷地帯であり、道の駅が設置されている場所も以前はアシが一面に生い茂っていたと聞いております。東関東自動車道の終点に位置し、先には千葉県佐原市がございまして、

基本理念といたしまして、公の施設であることを念頭に、極端に営利に走ることなく、また一方で業務収益性を二の次とすることなく、適正な収益を確保することを基本とした管理経営を行う必要から、潮来市を出資母体とする第三セクター、株式会社を設立、運営していることと聞いております。事業内容におきましては、道の駅いたこ施設の管理及び運営、これは指定管理者でございます。地域の観光等の宣伝、普及に関する事業、3番目に農水産物、新鮮市場伊太郎、観光土産品うるおい館の販売、特産品の開発、製造販売、花木類の栽培及び販売、飲食店の経営、たばこ、酒類の販売、水郷潮来バスターミナルの管理運営、グラウンドゴルフ場の管理運営、全各号に附帯する一切の業務でございました。年間利用者数は約50万6,000人であると聞いております。これは24年度でございます。

次に、行方市の道の駅たまつくり観光物産館こいこいの管理運営について説明いたします。観光物産館こいこいは、道の駅たまつくりと併設される形で、平成19年4月3日にオープンいたしました。行方市の基幹産業である農業の生産者交流、消費者交流を確立し、農産物のブランド化、地産地消の推進等の活性化を図り、行方市の産業、観光PRの発信拠点のシンボリックな施設として、茨城県道路公社料金事務所の跡地に建設されました。館内では、市内で生産された農産物を中心に、新鮮で安全、安心な野菜や水産物等を販売してまいりました。中でも茨城県銘柄産地指定のみず葉、サツマイモ、イチゴ、セリ、エシャレット、シュンギク等も販売されてまいりました。館内で販売される農産物は、出

荷物販売会員が出荷しており、当初は約170名ほどであったと聞いております。現在は151名に減っているそうです。また、館内には、食事や土産などの物産販売所、ファストフードのコーナーもあり、ここではご当地名物のハンバーガーとして行方バーガーがテレビの食番組に取り上げられまして、大変な売り上げとなったそうでございます。

物産館の管理運営については、指定管理者制度を導入し、平成19年3月22日から平成22年3月31日までは玉造観光物産センターが行っていましたが、平成24年度からは隣接する霞ヶ浦ふれあいランド等の委託を行っている行方市開発公社が管理運営を行っているとのことでございます。

最後に、考察といたしまして、施設の設置目的は、地場産業の振興、促進と地域経済基盤の強化、発展、また地域交流を深め、市の観光PR拠点を設置することであります。施設の管理、運営方法としては、第三セクターの株式会社や市開発公社への委託による指定管理者制度を導入しておりました。物産館等は、基本理念には公の施設であり、極端に営利を最優先にすると既存の店の経営を圧迫することになるため、業務収益性も考えながら運営する必要があり、適正な収益を確保することは難しさもあるようございました。

また、道の駅いたこや道の駅たまつくりの駅長は、ともに大手スーパー勤務経験者や地元スーパーの店長経験者と、情熱のある商いのプロフェッショナルでありました。そのような経験者でも、品物を買っていただくのは大変苦勞が要るとのことございました。この駅長の人選については、準備段階の早いうちに選出されたとのことであり、管理運営は全てこの駅長に任されていることから、本町においても早期に駅長を選出し、開業までに余裕を持って準備に当たらせるべきであると考えております。

また、近年は県内でも道の駅や物産館が増加し、飽和状態となっており、既に過当競争の時代に入ったと言わざるを得ない現状でございます。今後の建設に当たりましては、生き残りも視野に入れ、利用者に役立ち、ほかの道の駅や物産館にはないような特徴を生かし、利用者に飽きられないようなアイデアを持たせ、寄ってみたいくなるような施設にしてほしいと考えております。

以上で委員会の所管事務調査報告といたします。ありがとうございました。

◇議長（浅見武志君） 以上で経済建設常任委員長の報告を終了いたします。

次に、文教福祉常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

備前島久仁子文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 備前島久仁子君登壇〕

◇文教福祉常任委員長（備前島久仁子君） おはようございます。文教福祉常任委員長の備前島久仁子です。閉会中の所管事務調査が終了いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

日時は、25年7月の11日と12日にわたりまして、新潟県長岡市の子育て支援の取り組み、子育ての駅千秋てくてく運営事業について視察してまいりました。翌日には、燕市の幼保連携型認定こ

ども園について調査してまいりました。

長岡市の子育て支援の取り組み、子育ての駅千秋てくてくの運営事業についてでありますけれども、長岡市の子育て支援施策というものは、子供たちが健やかに成長していくためには、生まれたときから思春期まで子供の成長に合わせた一貫した支援体制が必要であるとして、母子保健や子育て支援、家庭教育、幼児教育、学校教育、青少年健全育成などを一元的に支援する体制を整えるために、教育委員会に子ども家庭課や保育課、さらに子育て支援部も設置して、教育と子育て支援のさらなる充実を図っている点であります。

この千秋てくてくの事業内容でありますけれども、子育て支援の拠点施設として、あらゆる年代、分野の人々が集って交流を深め合いながら、子育て支援の輪を広げていくことを目的として運営されているのが子育ての駅であります。市内には同じような施設が4カ所あります。中でも信濃川に隣接する2万平方メートルの公園の中にあるてくてくは、公園と保育士が常駐する子育ての駅が一体になった全国初の施設であります。冬の間、1.5メートルもの雪が降る長岡市では、12月から3月までは外で小さな子供たちが体を使って遊ぶことができません。そこで、雪の降る冬でも親子で遊べる施設があったらうれしいという、そんな声から生まれたのがこの子育ての駅であります。ここには、親子や多世代が交流できる集いの場があり、子育てに関する相談や情報の提供も行っております。市外からの利用者も多く、土曜日、日曜日には900名の利用者があるとのこと。また、市民で構成する子育ての駅運営委員会と各ボランティアの子育ての駅サポーターが協働して子育て支援にかかわっている点が大きな特徴でもありました。施設の概要は、お手元に配付した資料をごらんになってください。

次に、燕市の幼保連携型認定こども園、燕南こども園についてです。認定こども園というのは、幼稚園と保育園の同年齢児が同じクラスと一緒に活動できる共通時間を設けて教育、保育を行うとともに、地域の子育て支援を行う施設であります。燕南こども園では、3歳から5歳までの通常の幼稚園児と1歳から5歳の保育園児を受け入れております。概要は、お手元に配布したとおりでございます。認定こども園の基本理念は、燕市の将来を担う全ての子供への良質な育成環境を保障するために、一体的な幼児教育、保育を行うものであり、子供が育つための支援として保護者と地域、保護者がともに子供の健やかな心身の発達を支えております。また、保護者が育つための支援と地域が育つための支援も一緒に行っている点が見受けられました。

考察です。子育ての駅てくてく、公園と保育士のいる児童館と子育て支援センターが一緒になった施設であります。全天候型なので、天気や気温にかかわらず遊び、親子同士で交流を深めることができるのが特徴であります。館内は窓を大きくとっていて、採光が降り注ぎ、清潔感があり、明るい施設でもありました。この事業を進めるときに公園計画では都市計画の部署であり、子育て支援は福祉の担当でもあり、公園内で違う施設を建設することはできないという意見があったそうです。しかし、その縦割り発想では、多様化し、複雑化する市民のニーズには応えられない。縦割りの行政を統合し

て、公園として子育ての施設をつくろうという転換があり、これが雪国の公園モデルになりました。さらに、野菜の収穫や公園整備、読み聞かせなどのボランティアの力を最大限に生かし、行政と住民がともに子育て支援にかかわっている点が大きく評価できます。子供を取り巻く環境は、時代とともに変化しております。少子化で子供が少なくなっている分、一緒に集い、交流し、相談できる施設が多く、多くの住民に活用されているのだと確認できました。

次に、燕南こども園ありますが、近年少子化で子供が減る一方、仕事を持つ母親がふえて、乳児からの入園希望者が増加しております。幼稚園は、定員割れを起こし、保育園は入園希望者が増加する。あるいは、待機児童がふえるという傾向にあります。また、幼稚園でも預かり保育を始めたり、保育園でも幼稚園並みの充実した保育を行う園もふえてきております。そうした状況を考慮し、幼稚園と保育所の境目をなくして、両者を統合した施設にしたのが認定こども園であります。文部科学省と厚生労働省がともに進める就学前の教育、保育のニーズに対応する新たな選択肢であり、保護者が働いている、働いていないにかかわらず、利用が可能な施設であります。しかし、現場は保護者の迎えの時間がさまざまなこと、午後の活動に違いがあることなど、試行錯誤の連続といったところでありました。町でも幼稚園の入園希望者が減ってきているのは現実であります。しかし、それがすぐに何かに移行するというのではなくて、さまざまな検討を重ねて、次世代の子育て支援を模索していくことを要望いたします。

以上で文教福祉常任委員会の所管事務調査報告とさせていただきます。

◇議長（浅見武志君） 以上で文教福祉常任委員長の報告を終了いたします。

これをもちまして閉会中における委員会の所管事務調査報告を終了いたします。



○日程第5 県央水質浄化センターに関わる特別委員長の調査報告

◇議長（浅見武志君） 日程第5、県央水質浄化センターに関わる特別委員長の調査報告を行います。

県央水質浄化センターに関わる特別委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

三友美恵子県央水質浄化センターに関わる特別委員長。

〔県央水質浄化センターに関わる特別委員長 三友美恵子
君登壇〕

◇県央水質浄化センターに関わる特別委員長（三友美恵子君） 県央水質浄化センターに関わる特別委員会委員長、三友美恵子です。県央水質浄化センターに関わる特別委員会所管事務調査報告を行います。

本委員会は、平成22年3月16日に本会議にて設置され、今日までに7回の委員会が行われました。場所としましては、全員協議会室を主な場所とし、最後の委員会は県央水質浄化センターに視察に参りました。委員は、議長を除く議員15名で構成されています。調査項目といたしまして、当委員会は県央水質浄化センターについての共通認識を深め、現在抱えている諸問題について調査研究を

行うため、そして今後県央水質浄化センターについての議会としての判断が求められたときに、適切な判断のもとに町にとって最善の道が選択できるよう、研さんを積むことを目的といたします。

第2回の委員会といたしまして、平成22年4月15日に県央水質浄化センターに関する経緯と諸問題についてということで、町より流域下水道の沿革と覚書、協定書等の概要についての説明を受けました。

第3回の委員会といたしまして、23年2月24日、県央水質浄化センターに係る協議の現状についてということで、町より県央水質浄化センターの縮小計画についての説明を受けました。

第4回、平成23年7月12日、県央水質浄化センターの放射性物質の問題について、説明者は県の村田下水環境課次長より受けました。

第5回、平成24年2月22日、県央水質浄化センター規模縮小についてということで、平成24年3月31日に処理場の工場認可が切れるために、新たに許可申請を提出することについての議会の理解を求めるために開かれました。説明者は、県の村田下水環境課次長、県下水道総合事務所長、千木良次長の説明を受けました。この説明の後、町からの説明を受けまして、町は県央水質浄化センターにおける基本理念を堅持し、総合運動公園がこれからも使えない期間のないようにしてほしいということや、新たな財政負担を町に強いることのないように県に要望し、話し合いを続けている。調査研究委員会が議会の本委員会の状況を見ながら今後考えていく。県に要望を出しているので、その回答を見ながら最終的に判断する体制であるというようなことを伺い、議会としては町の考えにおおむね了承したということの結論を出しました。

第6回、平成24年3月9日、県央水質浄化センター規模縮小に関する経緯について。県央水質浄化センター規模の縮小、その後の経緯について、町より説明を受けました。町は、県水質浄化センターには現在もさまざまな問題が山積していますが、今回は県の申し入れのとおり、47万9,830立方メートルを33万9,400立方メートルに縮小するという計画についてのみ承認するということでした。

第7回の委員会は、平成25年5月13日、県央水質浄化センターの現状についてということで視察を行いました。

以上、詳しいことについてはお手元の資料をお読みください。

考察といたしまして、当委員会については平成22年3月16日に本会議において設置され、3年半が経過する中で、現在までに7回の委員会を開き、県央水質浄化センターの抱えている諸問題について調査研究を行ってきました。このことは、県央水質浄化センターへの共通認識を深める上で一定の成果があったと考えております。しかし、県央水質浄化センターについては、不明水の問題や汚水の高度処理、覆蓋の問題など、まだまだ未解決の多くの問題を抱えています。これからはしっかりと調査研究を行い、共通認識を深めるとともに、議会としての判断が求められたとき、適切な判断のもとに町にとって最善の道が選択をできるよう、研さんを積んでいく必要があると思います。

以上、特別委員会の調査報告といたします。

◇議長（浅見武志君） 以上で県央水質浄化センターに関わる特別委員長の報告を終了いたします。

○日程第6 請願の付託

◇議長（浅見武志君） 日程第6、請願の付託について議題といたします。

ただいま議題となっております請願については、お手元に配付してあります文書表のとおり関係常任委員会に付託し、今定例会開会中の審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

平成25年9月4日

玉村町議会第3回定例会

請 願 文 書 表

受理番号	受理年月日	件名	請願者又は代表者 住所・氏名	付託 委員会等
4	25. 8. 23	国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書	紹介議員 宇津木 治宣 伊勢崎市粕川町1618-2 伊勢崎佐波民主商工会 代表 奈良 民男	総務 常任委員会

○日程第7 報告第5号 平成24年度玉村町土地開発公社決算報告について

○日程第8 報告第6号 平成24年度公益財団法人玉村町文化振興財団決算報告について

○日程第9 報告第7号 平成24年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告について

◇議長（浅見武志君） 日程第7、報告第5号 平成24年度玉村町土地開発公社決算報告についてから日程第9、報告第7号 平成24年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告についてが提出されました。

これより公社、財団に関する3件の決算報告を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） おはようございます。

「田園夢花火2013 第25回たまむら花火大会」が、皆様のご協力により、ことしも盛大に開

催することができましたことを厚く御礼申し上げます。また、ふるさとまつりを初めとする夏の恒例行事につきましても盛大に開催ができましたことを、重ねて御礼を申し上げます。さらに、各地区におきまして、納涼祭が活気あふれる中行われましたことを、お喜び申し上げる次第であります。

さて、本日平成25年第3回玉村町議会定例会を招集いたしましたところ、ご参会をいただき、本定例会が成立いたしましたことに厚く御礼申し上げます。本定例会は、本日から9月13日までの10日間、20議案につきまして提案をさせていただき、ご審議をお願い申し上げます。誠心誠意論議を尽くしてまいりたいと存じますので、貴重なご意見、ご提言を賜りますようよろしくお願い申し上げます。各議案の内容につきましては後ほどご説明をさせていただきますが、慎重にご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。また平成24年度決算認定につきましては、それぞれ会計別に適切に執行いたしましたので、ご認定賜りますようお願い申し上げます。報告に入らせていただきます。

報告第5号 平成24年度玉村町土地開発公社決算報告について、土地開発公社理事長より平成25年5月29日付で平成24年度玉村町土地開発公社決算報告書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告をいたします。

土地開発公社の業務につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく公有地取得事業及び土地造成事業に伴うものでございます。ただし、24年度は主な業務を行っておりません。

本年度決算は、収益的収支につきましては、受取利息及び雑収益により収入2万7,082円、一般管理費による支出が4万4,655円となり、差し引き1万7,573円の損失を計上いたしました。これにより、繰り越し準備金は2,905万3,465円となっております。

また、資本的収支におきましては、収入、支出ともにゼロであり、差し引き収支不足はございません。

以上、平成24年度土地開発公社決算にかかわる報告とさせていただきます。

報告第6号 平成24年度公益財団法人玉村町文化振興財団決算報告について、公益財団法人玉村町文化振興財団理事長より平成25年6月13日付で報告書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告をいたします。

決算の概要につきましては、収入合計額は5,600万8,129円であり、町への補助金返還分を含む支出合計額も同額でありました。また、補助金については、平成24年度補助事業等実績の報告時に精算を行った結果、補助金確定額を4,551万5,272円とし、既に交付した5,000万円から財団の繰越金相当額である448万4,728円の返還を受けました。

事業種別では、鑑賞事業3本、共催事業8本、住民参加型事業2本、地域協働事業2本、町民応援事業1本、助成事業1本の6種17事業であります。

なお、事業の実績につきましては、別紙事業報告書及び収支決算書のとおりであります。

報告第7号 平成24年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告につきましてご説明申し上げます。

公益財団法人玉村町農業公社理事長より平成25年6月27日付で報告書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告をいたします。

決算の概要につきましては、当期収入合計が4,621万410円、当期支出合計が4,020万6,832円で、当期収支差額は600万3,578円の黒字でございました。

主な事業内容としては、まず農地貸借の仲介を行う農地利用集積円滑化事業でございます。玉村町の農業においては、依然として農業従事者の高齢化、後継者不足が進む状況に変化の兆しは見えません。こうした中、平成21年12月に農業経営基盤強化促進法が改正され、新たに農地利用集積円滑化事業が創設され、従来の集落営農組織並びに認定農業者の育成に寄与すべく事業を推進しているところでございます。平成24年度においては、3つの集落営農組織が法人化したため、平成24年度末の貸借状況は、面積ベースで対前年比123.7%増の430.8ヘクタールとなっております。

次に、農業機械銀行事業は、前年度に比べ、総額で19万4,000円減の45万8,000円でした。総額は減少しましたが、依然としてフレールモアアの需要は高く、遊休農地や耕作放棄地の草刈り作業に大いに活用されました。

また、農業生産物等加工販売事業では、平成24年度において地元産食材を素材に使った肉まんづくりを行い、町内外のイベントで好評を得ることができました。今後は、道の駅開設時に主力商品として販売できるよう、完成度を高めていきたいと思っております。

最後に、WCS、これはホールクroppサイレージ事業でございます。平成24年度は22ヘクタールの作付を行い、前年同様に作付をした農家自身の手で刈り取り等の作業を行いました。販売先は、県内各地の牧場等であります。

その他事業の詳細につきましては、別紙事業報告書並びに収支決算書のとおりでございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（浅見武志君） 以上で、公社、財団に関する決算報告を終了いたします。



○日程第10 議案第47号 平成24年度玉村町水道事業会計剰余金の処分について

◇議長（浅見武志君） 日程第10、議案第47号 平成24年度玉村町水道事業会計剰余金の処分について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第47号 平成24年度玉村町水道事業会計剰余金の処分についてご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成24年度水道事業会計決算の結果、

発生した利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものでございます。

前年度1年間の営業活動の結果として、損益取引から生じた純利益7,894万3,424円ありますが、これは経理上、未処分利益剰余金に位置づけられるものでございます。内容については、別紙の剰余金処分計算書(案)のとおり処分をさせていただくもので、未処分利益剰余金7,894万3,424円を企業債償還に充てるための減債積立金として400万円、欠損金を埋めるための利益積立金として3,000万円、建設改良積立金として4,494万3,424円、それぞれに積み立てるものでございます。

以上です。

◇議長(浅見武志君) 提案説明を終了いたします。

次に、本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



- 日程第11 認定第1号 平成24年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第2号 平成24年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第3号 平成24年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第4号 平成24年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第5号 平成24年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳

出決算認定について

○日程第16 認定第6号 平成24年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第17 認定第7号 平成24年度玉村町水道事業会計決算認定について

◇議長（浅見武志君） 日程第11、認定第1号 平成24年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第17、認定第7号 平成24年度玉村町水道事業会計決算認定についての7議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、認定第1号から日程第17、認定第7号までの7議案を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 認定第1号 平成24年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定によりご説明申し上げます。

まず、決算の概要ですが、歳入総額は115億7,959万3,583円に対し、歳出総額は110億4,755万9,763円となり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は5億3,203万3,820円の黒字となりました。そのうち翌年度へ繰り越すべき財源が8,410万5,458円ありましたので、実質収支は4億4,792万8,362円の黒字となり、このうち2億3,000万円を財政調整基金へ積み立てましたので、残りの2億1,792万8,362円については翌年度へ繰り越すこととさせていただきます。

まず、今年度の歳入の特徴としては、固定資産税や町たばこ税が減少したものの、個人・法人町民税や軽自動車税が増加したことにより、町税全体では前年度をわずかに上回り、0.1%の増加となりました。また、クリーンセンター長寿命化工事に伴い、地方交付税や国庫支出金が大幅な増加となり、繰入金についても財源確保のための財政調整基金の取り崩しにより大幅な増加となりました。そのため、総額では前年度に比べ10.7%の増加となったわけでございます。

次に、歳出ですが、目的別に見ますと、民生費、衛生費、農林水産業費等が増加した一方で、土木費、消防費等が減少いたしました。また、性質別に見ますと、投資的経費が大幅に増加した一方で、人件費、扶助費、公債費、積立金等が減少いたしました。総額では、前年度に比べ11%の増加となりました。

さて、当町の財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成24年度決算においては昨年度に比べ1.4ポイント上昇して89.2%となりました。また、財政力指数についても0.03ポイント下

降して0.75となり、それぞれ前年度の指標に比べわずかに悪化をいたしました。しかし、公債費負担比率については、前年度から1.6ポイント改善して10.2%となりました。

なお、地方債残高については、平成21年度から4年連続して増加し、平成24年度末では前年度に比べ5,839万円増加し、96億4,495万円となりました。

一方、財政調整基金残高については、平成23年度の決算剰余金2億4,000万円と平成24年度中に発生した利子273万円を積み立て、平成24年度の財源不足を補うため2億5,000万円の取り崩しを行った結果、平成24年度末では前年度に比べ727万円減少し、31億4,045万円となりました。

これまでに述べたように、公債費負担比率については改善し、経常収支比率、財政力指数についてはわずかに悪化をいたしました。しかし、県内の他市町村と比較いたしますと、依然として良好な状態で推移をしております。

町では、現在文化センター周辺まちづくり事業や高崎玉村スマートインター周辺事業のほか、東毛広域幹線道路のアクセス道路の整備に積極的に取り組んでおります。また、来年度は、たまむら道の駅、これはまだ仮称でございます、や第4保育所の完成を予定しております。さらに、その後は小中学校を初めとする老朽化した施設の大規模な改修や道路や橋梁等の老朽化したインフラ対策のほか、高齢者人口の増加に伴う社会保障関連経費の増加など、多額の財源を必要とする事業を抱えております。今後は、これまで以上に厳しい財政運営が予想されますが、第5次総合計画及び都市計画マスタープランの着実な推進など、効果的な施策を展開することにより、地域経済が元気で安全で暮らしやすい町を築いていきたいと考えております。

認定第2号 平成24年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

歳入決算額は36億8,112万1,252円で、歳出決算額は35億2,907万4,727円でしたので、実質収支額の1億5,204万6,525円を翌年度へ繰り越しました。しかしながら、平成24年度単年度の実質収支額については9,477万6,525円の赤字であります。

まず、歳入の主なものとして、国民健康保険税は9億627万2,114円で、現年度分の収納率は92.24%で、前年対比1.07%の増加となっております。滞納繰り越し分は23.42%で、前年対比3.07%の増加となりました。

主な医療費に対する歳入は、国の負担金として現年度一般被保険者分の療養給付費負担金が4億4,549万4,451円と、支払基金から交付される退職被保険者分の療養給付費等交付金が3億1,200万9,000円であります。その他の国負担金については、介護納付金負担金が7,195万5,102円、後期高齢者支援金負担金が1億4,577万3,346円であります。

また、国の補助金として、普通調整交付金が1億6,914万6,000円と、特別調整交付金が2,046万3,000円あります。

65歳以上の前期高齢者の加入割合により負担調整され、交付される前期高齢者交付金が5億6,425万9,797円であります。

県の支出金としての負担金、補助金については、総額で2億1,771万711円であります。

医療費を県内市町村で共同負担し、財政の安定化を図る共同事業交付金は3億7,101万414円であります。

一般会計からの繰入金については、保険基盤安定、事務費、出産育児一時金など1億6,052万3,805円が繰り入れられております。

次に、歳出では、主に保険給付費の支払いで、一般、退職被保険者分を合わせて23億3,188万673円であります。後期高齢者支援金等は5億400万1,749円、前期高齢者納付金等は54万6,601円、介護納付金は2億2,463万3,200円あります。

医療費を県内市町村で共同負担し、財政の安定化を図るための共同事業拠出金は3億8,405万3,116円あります。

保健事業では、増加する医療費を抑制するため、予防を主眼に特定健診や人間ドックなどを実施し、3,198万1,233円の支出となります。特定健診については、受診者が前年度より増加しましたが、実施計画にある目標値には達しておりません。今後も制度の周知徹底を図り、被保険者の健康維持、意識の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

今後も的確な歳入の確保と医療費の適正化をより一層推し進め、安定的な国保の健全運営を図りたいと考えております。

認定第3号 平成24年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

歳入決算額は2億1,262万8,584円で、歳出決算額は2億1,118万5,866円あります。

まず、歳入の主なものとして、後期高齢者医療保険料は1億6,292万6,200円で、収納率は99.53%であります。一般会計からは、特別会計事務費及び保険基盤安定拠出金として4,797万654円を繰り入れいたしました。

次に、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金として、保険料納付金1億6,273万1,000円と、保険基盤安定拠出金4,377万654円あります。

実質収支額については114万2,718円で、翌年度へ繰り越しました。

後期高齢者医療制度につきましては、高齢者の方々にご理解をいただけてきていると思われま。つきましては、今後もこの制度についてご理解をいただけるよう、きめ細やかな対応を行っていくことにより、円滑な制度運営を図っていききたいと考えております。

認定第4号 平成24年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、歳入決算額は17億1,945万1,005円、歳出決算額は16億7,732万1,053円であります。その実質収支額は4,212万9,952円となり、同額を翌年度に繰り越しをいたしました。

平成12年度から介護保険法が施行され、制度も普及し、近年の高齢化の進展や家族形態の変化等に伴い、要介護高齢者もふえております。また、介護度の重度化、介護期間の長期化と介護需要は増大し、施設もふえ、介護に要する諸費用も増大し続けております。今後も給付費の増加や改定時ごとの保険料の値上げも予想されます。長寿社会を支える一方で、費用過多の社会保障制度の持続可能性も問われているところでございます。

当町でも歳入歳出とも前年を大きく上回りました。給付費では、要介護者の居宅介護サービス給付費が6億8,094万円、構成比といたしまして41.3%と最も割合が高く、次いで特別養護老人ホーム等の施設介護サービスの給付も月に180人の利用があり、年間で5億4,624万4,000円と、割合も33.1%を占め、前年度比21.1%増となっております。ほかに特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費も前年度から大きくふえました。また、地域支援事業では、権利擁護事業として成年後見制度の普及啓発及び相談業務を特定非営利活動法人に委託し、成年後見制度の利用促進を図ってまいりました。

予防を推進し、健康増進による給付費の抑制を進めるとともに、適正な介護給付に努め、より信頼される制度として事業運営が行われるようにしていきたいと考えております。

認定第5号 平成24年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、歳入決算額は1,296万1,098円、歳出決算額は1,296万1,098円となります。

介護保険の要介護認定の結果、要支援1、要支援2と認定された方に対して、地域包括支援センターの保健師等がケアプランを作成するという平成18年度から始まった事業であり、平成24年度で7年が経過したところであります。今後も高齢化が進行するのに伴い、要支援1、要支援2といった要支援者の認定者の増加も予想されることから、介護予防を重視した適正なケアプランの作成に努めてまいりたいと考えております。

認定第6号 平成24年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

歳入決算額は13億979万9,857円で、歳出決算額は12億8,884万3,991円であります。歳入の内訳ですが、下水道事業受益者負担金が2,822万7,400円、下水道使用料が2億5,882万4,350円、国庫補助金が2億3,154万2,500円、一般会計繰入金が3億900万円、繰越金が1,939万4,980円、諸収入が101万627円、下水道事業債が公共、特環、流域合わせて4億5,980万円、県補助金が200万円となっております。

次に、歳出の内訳ですが、下水道費が7億6,595万4,239円、公債費が元金、利子合わせて5億2,288万9,752円であります。

実施した主な事業ですが、維持管理として管渠及びマンホールポンプの清掃を行うとともに、テレビカメラによる管路内調査を実施いたしました。調査内容は、管内部の状態、不明水の浸入状況などを調べるもので、藤川地内の約2.1キロメートルを対象といたしました。調査の結果、早急に改修が必要な箇所について、管渠内の補修工事を行いました。

建設事業では、汚水事業として板井地区、斉田地区、角淵地区、樋越地区、下之宮地区及び川井地区を整備するとともに、新たに認可区域となった板井地区、八幡原地区、角淵地区及び川井地区の実施設計を行いました。また、雨水対策事業としては、下新田地区及び斉田地区、これは斉田・上之手線でございます。排水路設置工事を行いました。

最後に、平成24年度に実施した下水道の整備状況ですが、公共、特環合わせて施工延長が3,886メートル、整備面積が11.1ヘクタールでございます。なお、年度末の下水道普及率は67.1%となりました。今後も計画的に整備を進め、的確な歳入の確保と効率的な事業運営を図ってまいります。

認定第7号 平成24年度玉村町水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出でございます。収入総額は6億2,203万7,781円で、内訳は給水収益等の営業収益が6億1,661万6,226円、営業外収益が392万6,792円、特別利益が149万4,763円でございます。

一方、支出総額は5億3,700万626円で、内訳は、営業費用が4億7,798万3,155円、企業債利子などの営業外費用が5,858万4,331円、過年度欠損金等の特別損失が43万3,140円となっております。

次に、資本的収入及び支出でございます。収入総額は1億1,809万7,691円で、内訳は企業債が1億円、加入者負担金が1,751万4,000円、固定資産売却収入が58万3,691円でございます。

一方、支出総額は2億5,077万2,412円で、内訳は建設改良費が1億4,258万4,209円、水道メーター等の固定資産購入費が337万4,192円、企業債償還金が1億481万4,011円でございます。

なお、資本的収入において不足した1億3,267万4,721円については、当年度分消費税資本的収支調整額592万7,929円及び当年度分損益勘定留保資金1億1,939万7,718円並びに建設改良積立金734万9,074円で補填いたしました。引き続き、安心、安全な水を供給できるよう維持管理に努めるとともに、経費節減等により効率的な事業経営を図ってまいります。

以上が平成24年度の一般会計を初め各特別会計の歳入歳出決算の概要ですが、去る7月17日から8月2日までの間、監査委員さんに審査をしていただき、その審査意見書が提出されておりますの

で、監査委員さんの意見書を付して、議会の認定を賜りたく提案を申し上げる次第でございます。

なお、その経過と決算の詳しい内容につきましては、決算書並びに決算における主要事業と成果等の説明書を提出させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

◇議長（浅見武志君） 提案説明を終了いたします。

◇議長（浅見武志君） 休憩いたします。10時45分より再開いたします。

午前10時22分休憩

午前10時45分再開

◇議長（浅見武志君） 再開いたします。

◇議長（浅見武志君） 次に、認定第1号 平成24年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 平成24年度玉村町水道事業会計決算認定については監査委員の審査意見が付されております。

審査意見の朗読を求めます。

総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君登壇〕

◇総務課長（高井弘仁君） それでは、私のほうから平成24年度玉村町一般会計、特別会計、水道事業会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書を玉村町監査委員から提出をされております。ポイントのみを朗読させていただきます。

まず、2ページのほうをごらんいただきたいと思います。まず、審査の対象でございます。審査項目、（1）、一般会計、①、平成24年度玉村町一般会計歳入歳出決算、（2）、特別会計、①、平成24年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、②、平成24年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、③、平成24年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算、④、平成24年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算、⑤、平成24年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算、（3）、基金の運用状況等、①、財産に関する調書、公有財産台帳、基金残高表、預貯金残高証明書、出資証券。

2、審査関係書類でございます。（1）、平成24年度玉村町歳入歳出決算書、（2）、平成24年度決算における主要事業と成果等の説明書、（3）、平成24年度措置状況調書、（4）、平成24年度玉村町歳入歳出決算審査調書、①、委託業務調べ、②、工事施工状況、③、負担金調書、④、財産取得処分の状況、⑤、貸し付けまたは借り入れ財産、（5）、補助金等実績報告書、（6）、平成24年度決算審査資料、（7）、その他平成24年度決算に関する書類等でございます。

第2、審査の期間でございます。平成25年7月17日から同年8月2日までの17日間のうち実質11日間、各課等を個別に審査し、同年8月20日に開催した監査委員協議会合議により、審査結果のまとめを行った。

第3、審査の方法でございます。審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算及び財産の取得、管理、処分、基金運用状況等について、形式審査として決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているか、次の項目を主眼に審査を行った。なお、この審査に当たっては、平成24年度に実施した定期監査及び随時監査並びに毎月実施している例月出納検査も参考とし、かつ関係職員から説明を聴取した。

3ページでございます。審査事項。(1)、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。(2)、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか。(3)、決算、その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。(4)、基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。重点事項は、1から8のようでございます。

第4、審査の結果でございます。審査に付された各会計の決算関係書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、決算書等の数値は、会計管理者及び各課、局、所等が保管する関係帳票と照合し、確認を行った結果、一致し、適正に処理されていることを確認した。また、歳入歳出差し引き残高についても適正に処理されていることを確認した。

なお、決算の概要及び実質審査の内容については、以下に記載するとおりである。1番の決算概要につきましては、お読みいただきたいと思います。4ページにつきましても概要につきましてはお読みいただいて、お願いしたいと思います。

4ページの下の方の実質審査でございます。(1)、一般会計、決算収支。一般会計の決算収支の状況、表2を見ると、実質収支、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を引いた額は、前年度と比べ1,693万7,000円減少したが、4億4,792万8,000円の黒字となった。また、単年度収支、これは平成24年度の実質収支から平成23年度の実質収支を差し引いた額は1,693万7,000円の赤字となった。

5ページでございます。実質単年度収支、単年度収支に財政調整基金への積立額及び繰上償還金を加え、財政調整基金の取り崩し額を差し引いた額については2億6,420万2,000円の赤字となった。財政運営の健全性を示す実質収支比率、実質収支を平成24年度の標準財政規模68億7,947万3,000円で除し100を乗じたものは6.5%であり、近年の推移は平成18年度7.1%、平成19年度7.9%、平成20年度6.9%、平成21年度6.5%、平成22年度8.5%、平成23年度6.8%である。2表以下については以上でございます。

続きまして、7ページのほうをごらんいただきたいと思います。エの各指標の推移というところで

ございます。①、経常収支比率、財政構造の弾力性を示す指標で、経常収支比率は町税や普通交付税が増加したものの、臨時財政対策債の発行額が減少し、物件費、扶助費、繰出金等の経常経費に充当した一般財源が増加したため、前年度87.8%に比べ1.4ポイント上昇し、89.2%となった。②、公債費負担比率、公債費負担比率は、公債費の減少により前年度11.8%に比べ1.6ポイント下降し、10.2%となった。③、財政力指数、町の財政力をあらわす財政力指数は、平成13年度から平成21年度まで上昇が続いていたが、今年度は前年度に引き続き下降して0.75となり、前年度の0.78を0.03ポイント下回った。将来にわたる財政負担については、以下はごらんとおりでございます。

8ページのほうをお開き願いたいと思います。③、将来にわたる財政負担。地方債現在高、債務総額から積立金現在高を差し引いた将来にわたる実質的な財政負担は、将来の財政運営にとって大きな負担となる。この将来にわたる実質的な財政負担は、平成24年度末では51億2,705万7,000円で、前年度に比べ6,834万8,000円増加、1.4%増となった。なお、これを町民1人当たりに換算すると14万円、前年度は13万8,000円となる。

続きまして、(2)、国民健康保険特別会計、一般状況はごらんとおりでございます。この決算収支、国民健康保険特別会計の決算状況は、歳入総額が36億8,112万1,000円で、前年度36億3,322万1,000円に比べ7,780万円増加となった。歳出総額は35億2,907万5,000円で、前年度に比べ1億7,257万3,000円増加となった。これにより、歳入総額から歳出総額を差し引いた差引額、繰越金は1億5,204万7,000円となったが、前年度2億4,681万9,000円に比べると9,477万2,000円減少した。

続きまして、8ページ、9ページのほうはごらんいただきたいというふうに思います。10ページをごらんいただきたいと思います。後期高齢者医療特別会計、このほうの決算収支でございます。後期高齢者医療特別会計の決算状況は、歳入総額が2億1,262万9,000円で、前年度1億9,009万3,000円に比べ2,253万5,000円増加となった。11.9%増となった。歳出総額は2億1,118万6,000円で、前年度に比べ2,211万7,000円増加となった。これにより、歳入総額から歳出総額を差し引いた差引額は144万3,000円となり、このうち一般会計返還金が100万2,000円、広域連合への保険料が44万1,000円となった。

続きまして、11ページのほうをごらんいただきたいと思います。(4)、介護保険特別会計。アの決算収支、介護保険特別会計の決算状況は、歳入総額が17億1,945万1,000円で、前年度に比べ1億8,977万6,000円の増加、12.4%増となった。歳出総額は16億7,732万1,000円で、前年度に比べ1億8,643万9,000円の増加となっている。これにより、歳入総額から歳出総額を差し引いた差引額は4,213万円となり、前年度に比べると333万8,000円、8.6%増となった。

12ページのほうをごらんいただきたいと思います。(5)でございます。介護予防サービス事業

特別会計、ア、決算収支、介護予防サービス事業特別会計の歳入歳出総額は、それぞれ1,296万1,000円で、前年度1,081万4,000円に比べ214万7,000円増加となった。19.9%増となった。

続きまして、13ページのほうで(6)、下水道事業特別会計でございます。ア、決算収支、下水道事業特別会計の決算状況は、歳入総額が13億980万円で、前年度に比べ1億6,365万4,000円増加となった。歳出総額は12億8,884万4,000円で、前年度に比べ1億6,209万3,000円増加となった。これにより、歳入総額から歳出総額を差し引いた差引額は2,095万6,000円となり、前年度に比べ156万1,000円増加となった。また、翌年度に繰り越すべき財源261万1,000円を差し引いた実質収支額は、1,834万5,000円となり、前年度に比べ49万円減少した。

続きまして、14、15につきましてはごらんのとおりでございます。16につきましてもごらんのとおりでございます。17ページのほうをごらんいただきたいと思っております。審査の意見ということでございます。1の総括意見、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算及び財産の取得、管理、処分並びに基金の運用状況については、決算、その他関係諸表等の計数の正確性を検証した結果、その計数は正確であり、予算の執行または事業の経営はおおむね適正かつ効率的に行われており、妥当であると認められた。なお、提出された各審査調書に関する審査の結果及び意見は、以下のとおりである。以下でございます。17、18まではごらんいただきたいと思っております。

19ページのほうをごらんいただきたいと思っております。2、一般会計、一般会計の決算の状況は、歳入の4割を占める主要な自主財源である町税について、固定資産税や町たばこ税、都市計画税が前年度に比べ減少したものの、個人町民税や法人町民税、軽自動車税が増加したため、前年度に比べ0.1%増加となった。また、クリーンセンター長寿命化工事に伴い、地方交付税が40.0%増加、国庫支出金が24.1%増加したことや、基金の取り崩しにより繰入金が2,965.9%と大幅に増加したこと等から、歳入総額が前年度に比べ10.7%増加し、115億7,959万4,000円となった。町税の収入未済額や不納欠損については、前年度に比べ減少するとともに、収納率についても前年度の93.61%に比べ1.11%向上し、94.72%となった。これは、収納率の向上に向けて努力している結果であると認められる。

歳出では、目的別に見ると、衛生費、農林水産業費、商工労働費等が増加したのに対し、土木費、消防費、教育費等が減少した。また、性質別では、人件費、扶助費、公債費、積立金等が減少したものの、物件費、補助費等、繰出金、投資的経費が増加した。よって、歳出総額は前年度に比べ11.0%増加し、110億4,756万円となった。以下についてはごらんのとおりでございます。

下のほうの3の特別会計、国民健康保険特別会計、国民健康保険特別会計の決算状況は、歳入総額36億8,112万1,000円が、前年度に比べ2.2%増となったが、歳出総額35億2,907万5,000円も前年度に比べ5.1%増となったため、歳入総額から歳出総額を差し引いた差引額1億

5, 204万7, 000円は、前年度に比べ38.4%減少、9, 477万2, 000円減とすることになった。

続きまして、20ページのほうをごらんいただきたいと思います。後期高齢者医療特別会計、後期高齢者医療特別会計の決算状況は、歳入総額2億1, 262万9, 000円が前年度に比べ11.9%増加となり、歳出総額2億1, 118万6, 000円も前年度に比べ11.7%増加となったため、歳入総額から歳出総額を差し引いた差引額144万3, 000円も前年度に比べ40.1%増加することになった。また、保険料の滞納繰り越し分を含めた収納率は99.5%と、前年度に比べ0.4%上昇した。

下のほうの(3)、介護保険の特別会計でございます。介護保険特別会計の決算状況は、歳入総額17億1, 945万1, 000円が前年度に比べ12.4%増加となり、歳出総額16億7, 732万1, 000円も前年度に比べて12.5%増加となり、歳入総額から歳出総額を差し引いた差引額4, 213万円は、前年度に比べると8.6%増加となった。また、保険料の収納率は96.38%で、前年度に比べ0.23ポイント上昇した。

下の(4)、介護予防サービス事業特別会計でございます。介護予防サービス事業特別会計の歳入歳出総額は、それぞれ1, 296万1, 000円で、前年度に比べ214万7, 000円増加となった。介護予防サービス計画費収入では、介護予防プラン作成件数が2, 117件で、前年度に比べ164件減少したため、914万3, 000円となり、前年度に比べ5.5%減少した。

続きまして、21ページ、下水道事業特別会計、下水道事業特別会計の決算状況は、歳入総額が13億980万円で、前年度に比べ14.3%増加となり、歳出総額も12億8, 884万4, 000円で、前年度に比べ14.4%となった。これにより、差引額は2, 095万6, 000円となり、翌年度に繰り越すべき財源261万1, 000円を差し引いた実質収支額は、1, 834万5, 000円となった。

下のほうの基金の運用状況等でございます。公有財産物品基金の管理及び運用状況については、財産に関する調書及び公有財産台帳、基金残高表、預貯金残高証明書、出資証券、その他基金の運用状況等に関する資料において審査した結果、その運用状況を示す書類、計数等は正確であり、おおむね妥当であると認められた。今後とも引き続き適切な基金運用に取り組まれない。

続きまして、23ページのほうで7番の審査結果というところでございます。審査に付された決算書類は、地方公営企業法及び関係法令の定めるところにより作成され、会計処理は、企業会計原則に準拠して行われていた。計数は、上下水道課の所管する諸帳簿と照合、計数確認を行うとともに、預貯金については、平成25年3月31日現在の水道事業会計、出納取り扱い金融機関の残高証明書と照合を行い、確認した結果、適正に処理されていることを確認した。

8番のほうの審査意見でございます。有収水量については、平成23年度に実施した漏水箇所調査によって88.4%、前年度比1.0ポイント増に改善され、その後平成24年度も引き続き漏水調

査を実施した結果、3件の漏水箇所が発見され、92.9%にまで改善させることができた。これは、一定の成果であると認められ、今後とも収益の向上と水道安定供給のために引き続きさらなる有収率の向上に努められたい。

以下につきましては付表等でありますので、ごらんいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

◇議長（浅見武志君） 以上で監査委員の審査意見の朗読を終了いたします。

議員各位に申し上げます。

決算審査に先立っての総括質疑ですが、「議会運営に関する基準（先例）附則1、予算・決算特別委員会に付託される議案の総括質疑は、款・項の範囲で行う」と定められております。したがって、款項の範囲での総括質疑を求めます。

それでは、これより平成24年度各会計ごとの歳入歳出決算認定にかかわる総括質疑を議案ごとに行います。

初めに、日程第11、認定第1号 平成24年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

以上で平成24年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第12、認定第2号 平成24年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

以上で平成24年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第13、認定第3号 平成24年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

以上で平成24年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第14、認定第4号 平成24年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

以上で平成24年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第15、認定第5号 平成24年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

以上で平成24年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第16、認定第6号 平成24年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

以上で平成24年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第17、認定第7号 平成24年度玉村町水道事業会計決算認定についてに係る総括質

疑を行います。

本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

以上で平成24年度玉村町水道事業会計決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

これをもって、7会計に係る総括質疑を終了いたします。



○決算特別委員会の設置・選任の件

◇議長（浅見武志君） お諮りいたします。

認定第1号 平成24年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 平成24年度玉村町水道事業会計決算認定についてまでの7議案につきましては、議会運営に関する基準（先例）第45の2に基づき、議会選出の監査委員となっている議員を除く議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第7号までの7議案については、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、玉村町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員を決算特別委員会委員に選任することに決しました。



○日程第18 報告第8号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

○日程第19 報告第9号 平成24年度決算に基づく資金不足比率の報告について

◇議長（浅見武志君） 日程第18、報告第8号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第19、報告第9号 平成24年度決算に基づく資金不足比率の報告についてが提出されました。

これより2件の報告を求めます。

町長。

[町長 貫井孝道君登壇]

◇町長（貫井孝道君） 報告第8号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標を報告するものでございます。

まず、実質赤字比率については、一般会計において赤字が生じておりませんので、数値は算定されませんでした。

また、連結実質赤字比率についても、各特別会計いずれも赤字が生じておりませんので、数値は算定されませんでした。

次に、実質公債費比率についてですが、過去3年間の平均値で算出しておりまして、平成22年度から平成24年度までの平均値は、前回は1ポイント下回る4.9%となりました。国で定めた早期健全化基準は25%となっておりますので、この数値もクリアをしております。

最後に、将来負担比率ですが、平成25年3月末日における基金残高、一般会計の地方債残高や下水道事業特別会計の地方債残高のうち一般会計で負担する残高、全職員が退職することを想定した退職手当などを見込んだ結果、数値は算定されませんでした。

今回報告いたします健全化判断比率については、監査委員さんに審査をいただいておりますので、その審査意見書を付して報告をさせていただきます。

報告第9号 平成24年度決算に基づく資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告するものでございます。資金不足比率については、下水道事業会計、下水道事業特別会計ともに黒字決算であり、資金不足が生じていないため、数値は算定されませんでした。この資金不足比率についても、監査委員さんに審査をいただいておりますので、その意見書を付して報告をさせていただきます。

以上です。

◇議長（浅見武志君） 以上で報告を終了いたします。

次に、日程第18、報告第8号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第19、報告第9号 平成24年度決算に基づく資金不足比率の報告については監査委員の審査意見が付されております。

審査意見の朗読を求めます。

総務課長。

[総務課長 高井弘仁君登壇]

◇総務課長（高井弘仁君） それでは、報告第8号の平成24年度財政健全化審査意見書の朗読をさ

せていただきます。

1、審査の概要、この財政健全化審査は、玉村町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

審査期間、平成25年7月17日から同年8月2日まで。

審査の結果。総合意見、審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記のほうでございます。実質赤字比率、算定なし。2、連結赤字比率、算定なし。実質公債費比率、平成24年度4.9。④、将来負担比率、なしでございます。

(2)、個別意見。実質赤字比率について、平成24年度は実質赤字額がなく、実質赤字比率はなしとなり、早期健全化基準の14.09%と比較するとこれを下回っており、良好と言える。

②、連結実質赤字比率について、平成24年度は全ての会計が黒字で連結実質赤字額がなく、連結実質赤字比率はなしとなり、早期健全化基準の19.09%と比較するとこれを下回っており、良好と言える。

③、実質公債費比率について、平成24年度の実質公債費比率は4.9%、平成22年度6.26353となり、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っており、良好と言える。

④、将来負担比率について、平成24年度の将来負担比率はなしとなり、早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回っており、良好と言える。

是正改善を要すべき事項、特に指摘すべき事項はなし。

続きまして、報告第9号の平成24年度水道事業会計経営健全化審査意見書でございます。

審査の概要、この経営健全化審査は、玉村町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

期間につきましては同様でございます。

審査の結果。総合意見、審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

資金不足比率につきましてはございませんでした。

個別意見。水道事業は、事業の規模5億1,217万円、流動負債9,356万3,000円、流動資産4億6,168万8,000円、剰余金3億6,812万5,000円、標準財政規模費5.4%である。したがって、資金不足比率はなしとなり、経営健全化比率の20.00%と比較すると、なお良好な状況にあると認められる。

是正改善すべき事項につきましては、特に指摘すべき事項はなし。

裏面をごらんいただきたいと思います。平成24年度下水道事業特別会計経営健全化審査意見書。審査の概要、この経営健全化審査は、玉村町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎とな

る事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

期日は同様でございます。

総合意見。審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められている。資金不足比率はありません。

個別意見。下水道事業は、事業の規模2億6,598万円、歳出額12億8,884万4,000円、歳入額13億718万9,000円、剰余額1,834万5,000円、標準財政規模0.3%である。したがって、資金不足比率はなしとなり、経営健全化基準の20.00%と比較すると、なお良好な状況にあると認められる。

(3)、是正改善を要すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

以上でございます。

◇議長（浅見武志君） 以上で監査委員の審査意見の朗読を終了いたします。



○日程第20 議案第48号 玉村町債権管理条例の制定について

◇議長（浅見武志君） 日程第20、議案第48号 玉村町債権管理条例の制定について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第48号 玉村町債権管理条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、町の私債権の管理について監査委員から指摘を受けたことから、その適正化を図るため、私債権の放棄等について規定するとともに、あわせて全職員が債権管理についての共通認識を持ち、法令に基づいた回収に努めるという基本的な姿勢を明確化するために制定するものでございます。

さて、自治体の債権は、市町村税、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権の4つに大別されますが、これら債権の管理については自治法や同法施行令、民法などに規定されており、その債権の性質によって適用される法令、条項が異なるため、その結果としてそれぞれの債権によって管理内容も異なってまいります。特に私債権については、時効の援用がなければ放棄できないことから、近年どのような場合に債権を放棄するかなど、適正な債権の管理について規定した債権管理条例を制定し、効率的な債権回収に努めている自治体がふえている状況でございます。そのため、本町においてもこの債権管理条例を制定し、債権管理の適正化を図るものでございます。

以上です。

◇議長（浅見武志君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する総括質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

これをもって本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第48号 玉村町債権管理条例の制定については、総務常任委員会に付託の上、審査すること
にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は総務常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。



○日程第21 議案第49号 玉村町税条例の一部改正について

◇議長（浅見武志君） 日程第21、議案第49号 玉村町税条例の一部改正について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第49号 玉村町税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日付法律第3号で公布され、同法による改正の一部のものにおきまして地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたこと等に伴い、玉村町税条例の一部を改正させていただくものでございます。

改正の概要を申し上げますと、まず納税者にとって大きな改正として、延滞金等の利率の見直しでございまして。国税の見直しに合わせ、地方税に係る延滞金及び還付加算金の利率を引き下げる改定でございまして。

改正のポイントといたしましては、特例基準割合の改正でございまして。改正前では、この特例基準割合を日本銀行が定める基準割引率に4%を加算した割合とし、4.3%としておりましたが、改正により銀行の新規の短期貸し出し約定平均金利をベースにして、財務大臣が告示する割合に1%を加算した割合とし、現状では2%となります。この特例基準割合を踏まえ、改正前の延滞金の割合14.6%を特例基準割合の2%に7.3%を加算した9.3%とし、納期限の翌日から1カ月間の4.3%を特例基準割合に1%を加算した3%に、また還付加算金につきましては特例基準割合の2%に引き下げるものでございまして。この改正は、平成26年1月1日以降の適用となります。

次に、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しでございまして。年金保険者に対して特別

徴収税額を通知した後に特別徴収税額が変更された場合や、還付期日後に当該市町村の区域外に転出した場合においても、一定の要件のもと、特別徴収を継続するものでございます。また、年金所得者の納税の便宜や市町村における徴収事務の効率化の観点から、年間の徴収税額の平準化を図るため、公的年金の支払いをする際に徴収する仮特別徴収税額を年金所得者の公的年金にかかわる前年度分の個人住民税の2分の1に相当する額に改正されるものでございます。

次に、個人住民税における住宅ローン控除の延長及び拡充でございます。所得税の住宅ローン控除の適用者につきましては、平成29年度までの4年間延長されるとともに、控除限度額が拡充される改正でございます。ただし、控除限度額につきましては、住宅の対価または費用の額に含まれる消費税等の税率が8%または10%へ変更になった場合の改正になります。

以上が主な内容で、条例の関連箇所の改正を行い、規定の整備を図るものでございます。

以上です。

◇議長（浅見武志君） 提案説明を終了いたします。

◇議長（浅見武志君） 休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時35分再開

◇議長（浅見武志君） 再開いたします。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 先ほど個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しでございますけれども、「年金保険者に対して特別徴収税額を通知した後に特別徴収税額が変更された場合や賦課期日後に」というのを「還付期日後に」と、私が「還付期日後に」と読んだので、それを「賦課期日後に」に訂正いたします。

以上です。

◇議長（浅見武志君） 提案説明を終了いたします。

次に、本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第 2 2 議案第 5 0 号 平成 2 5 年度玉村町一般会計補正予算（第 3 号）

○日程第 2 3 議案第 5 1 号 平成 2 5 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

○日程第 2 4 議案第 5 2 号 平成 2 5 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○日程第 2 5 議案第 5 3 号 平成 2 5 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

○日程第 2 6 議案第 5 4 号 平成 2 5 年度玉村町水道事業会計補正予算（第 1 号）

◇議長（浅見武志君） 次に、日程第 2 2、議案第 5 0 号 平成 2 5 年度玉村町一般会計補正予算（第 3 号）から日程第 2 6、議案第 5 4 号 平成 2 5 年度玉村町水道事業会計補正予算（第 1 号）までの 5 議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 2 2、議案第 5 0 号から日程第 2 6、議案第 5 4 号までの 5 議案を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第 5 0 号 平成 2 5 年度玉村町一般会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に 2 億 1, 5 9 0 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 0 1 億 3, 3 8 0 万 7, 0 0 0 円とさせていただくものでございます。

主な補正内容ですが、まず歳入では地域の元気臨時交付金など国、県支出金合わせて 4, 9 1 3 万 8, 0 0 0 円、学校給食事業基金から前年度精算分として 4 1 6 万 8, 0 0 0 円、教育振興基金から

教育用図書購入のために100万円、前年度繰越金では1億5,907万2,000円をそれぞれ追加するものでございます。

次に、歳出ですが、総務費については税金の申告や各種健診、イベント等における役場の駐車場不足を解消するため、役場南側の駐車場用地購入費のほか、玉村ふるさと大使東京会議の開催経費や防犯灯設置補助金、修正申告等に伴う町税還付金の追加でございませう。

次に、民生費ですが、高齢者が住みなれた地域で生きがいや楽しみを通じて健康で暮らし続けるため、高齢者の居場所づくりを目的としたシンポジウムの開催や、保育所や児童館において日照時間が短くなる10月から3月にかけて、夕方の安全を確保するための常駐警備、町内民間保育所の保育士の処遇改善のための助成、第4保育所建設に伴う既存駐車場の改修工事等の追加でございませう。

衛生費では、休日・夜間における小児救急医療確保のための委託料の追加、農林水産業費ではたまむら道の駅、これ仮称でございませう、の開発行為に伴う委託料や滝川統合堰内の水門や水路の機能保全計画を策定するための委託料の追加でございませう。

商工費では、小口資金代位弁済金の追加のほか、今年3年目となる住宅リフォーム支援事業について、予想を上回る申し込みがあるため、その助成費用の追加でございませう。

土木費では、町道220号線や町内各所の道路改良補修、排水路改修、橋梁長寿命化工事のほか町道の幹線道路における路面状況や照明、標識等の点検、町営住宅の修繕費等の追加でございませう。また、定住促進まちづくり事業においては、区画整理事業の進捗を図るため、業務委託料の追加でございませう。

教育費では、小中学校や幼稚園、給食センターなどの修繕費のほか教育用図書の購入費の追加でございませう。

なお、職員の給与削減分等については総額で2,855万円、議員報酬削減分については総額で74万8,000円をそれぞれ減額するものでございませう。

以上が一般会計補正予算の主な内容でございませう。

議案第51号 平成25年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,683万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億9,975万4,000円とさせていただくものでございませう。

補正の内容といたしましては、歳入の主なものとして、平成24年度分の療養給付費等交付金繰越金を1,683万9,000円増額するものでございませう。

歳出の主なものは、平成24年度退職者医療療養給付費等交付金の実績により、支払基金へ1,683万9,020円を返還するものでございませう。

議案第52号 平成25年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明

を申し上げます。

本案につきましては、介護保険特別会計の予算を歳入歳出それぞれ723万円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億5,806万2,000円と定めるものでございます。

内容といたしましては、平成24年度の介護サービス等諸費、地域支援事業費の国庫負担金、支払基金交付金の超過交付分に対しまして返還金を計上するものでございます。

議案第53号 平成25年度玉村町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,280万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,449万円とさせていただくものでございます。

補正の主な理由ですが、歳入においては補助対象事業が防災、減災事業に重点が置かれたことで下水道事業の費用が縮小となり、国庫補助金が減額見込みとなったこと、国庫補助金の減額や事業費の増加に伴い、起債予定額を増額する必要となったことなどでございます。

歳出については、職員給与の引き下げによる人件費の減額、本年4月から土木作業員等の労務単価が引き上げられたことに起因する工事費の増大及び県事業、これは354号バイパス工事でございます。この影響により、国道354号バイパスと斉田・上之手線の交差点部の雨水工事を年内に発注、完成させるための予算措置などでございます。

次に、金額についてですが、歳入では国庫補助金を1,620万円減額し、下水道事業債を7,900万円増額するものでございます。

歳出では、公共下水道維持管理費について、職員給与費を9万1,000円減額し、特定環境保全公共下水道維持管理費について職員給与費を8万8,000円、一般経費を745万円減額し、公共下水道建設費について職員給与費を18万5,000円減額し、工事請負費を1,550万円増額し、特定環境保全公共下水道建設費について職員給与費を8万6,000円減額し、設計委託料を300万円、工事請負費を5,220万円増額するものでございます。

議案第54号 平成25年度玉村町水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

まず、収益的収支についてですが、収益的支出の予定額を347万4,000円減額し、総額を5億5,077万5,000円と定めるものでございます。減額する項目ですが、職員給与費の給料を194万6,000円、手当を99万8,000円、法定福利費を53万円減額するものでございます。

次に、債務負担行為についてですが、今年度から来年度にかけて予定している工事の予算措置を行い、今年度から工事を実施するものでございます。内容については、斉田・上之手線の配水管布設工事2,200万円、国道354号、これは上飯島の交差点から文化センター通り線まででございます。配水管布設工事、これが1,800万円でございます。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（浅見武志君） 提案説明を終了いたします。

日程第22、議案第50号 平成25年度玉村町一般会計補正予算（第3号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

13番宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

◇13番（宇津木治宣君） 何点かお尋ねいたします。

まず最初に、7ページの地域の元気臨時交付金4,000万円、国庫補助金が来たわけですね。この予算の中にも職員給与が2,855万円削減がされる。議員の分が74万8,000円だと。先日論議をして、職員給与の削減ということになったわけですが、この見返りとして地域の元気臨時交付金が来るのではないかとというふうに思うのですが、このお金は言ってみれば職員の身を切ったようなお金の該当するわけで、その用途については特段の配慮が要るのではないかと思いますけれども、どのような使用というのですか、項目に歳出計上されたのか、説明をいただきたいと思います。

2つ目に、42ページ、地域経済活性化対策住宅リフォーム事業と。3年目で、たび重なる補正を組んでおりますが、大変結構なことだと思いますが、この申し込み状況、運用状況等々について説明をいただきたいと思います。

また、44ページ、道路補修事業維持事業ですが、補修工事費、原材料費四千八十幾万追加補正になったのですけれども、当初予算の設定のときに指摘をしたのですが、どうせ追加補正になるのではないかと言っていたわけですが、案の定そういうことに、流れになっているのですけれども、この辺についてどうお考えなのか、この3点についてお尋ねいたします。

◇議長（浅見武志君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） まず最初に、元気交付金のほうのことです。

こちらにつきましては、用途につきまして少し議員のほうは勘違いされていると思います。この平成24年の1月に閣議決定された補正予算、国のほうの補正予算がありまして、そちらのほうはほとんど、これはハード事業の分についてですが、減災とか防災につきまして大規模な補正予算を国のほうが策定をいたしました。その額が非常に補助金のほうを手厚くしたり、それから地方債のほうも有利な地方債を発行許可いたしました。ただし、市町村のほうの一般財源があるものですから、その一般財源について国が平成25年度になりまして、その一般財源部分を標準的に計算しまして、その分を交付金として市町村のほうに交付するというものでありまして、約5,100万円ほど当町のほうは交付されることになっております。そのうちの今回が4,000万円ということで、用途につきましては単独費、単独の投資的経費に使ってよろしいということですので、今回駐車場の用地購入費4,400万円があるのですけれども、そちらのほうに今回4,000万円を充当させていただ

いたということでございます。

◇議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

◇経済産業課長（筑井俊光君） リフォーム資金の関係なのですが、今回補正させていただきました2,200万円、当初3,000万円あったのですが、月650万円ぐらいの関係で支出が出ております。それでいきますと、もう残りが400万円弱ぐらいしかありませんので、これから10月が結構例年に比べますと多い時期になっておりますので、その計算でいきますと2,200万円を補正しなければならぬということに補正させていただきました。

◇議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 44ページの道路橋梁費でございます。

道路補修事業でございますが、これはやはりいろいろ区長さん等からも要望がございます。そういう中で、実際現地を確認した中でどうしても補修等が必要であろうというところがやはりありますので、どうしても今回4,000万円の補正と。また、原材料費につきましては、道路の穴あき、くぼみ等がございます。その補修をしていく上でどうしても必要な経費ということで、今回も当初予算と同額程度補正をさせていただくということでございます。

よろしく申し上げます。

◇議長（浅見武志君） 13番宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

◇13番（宇津木治宣君） そうしますと、地域元気臨時交付金、駐車場用地の取得に使われると、こういうことでよろしいのでしょうか。職員給与削減のときも見える形で何とか使って、俺たちの給料があそこへ行ったのだと、ちょっと変な話にはなりますけれども、やっぱりどこかへずるずるといふところろんに井で入れられてしまうのではいけないと思うのです。用地費が5,100万円、何平米でしょうか。広さは。

◇議長（浅見武志君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 先ほどもお話ししたとおり、5,100万円の臨時交付金のほうが今年度来ます。そのうちの4,000万円をこの庁舎の駐車場経費に充てたいということであります。庁舎のほうの土地購入費が4,400万円ございまして、2筆で916.64平米、平米単価で約4万8,000円で買収する予定であります。なお、残りの1,100万円につきましては、使途のほうでこれから今年度いろんな投資的経費がこれから出てまいりますので、そちらのほうに1,100万円の残りの部分は充当していきたいというふうに考えております。

それから、少し勘違いされていたというのは、職員の給与削減分につきましては交付税の中でやは

り同じような元気事業というものがあまして、その部分を特定の事業をやったところについては職員給与削減分の一部を交付税算入してくれるということでありますので、ちょっと違う交付金なので、間違いやすいかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◇議長（浅見武志君） ほかに質疑ありませんか。

8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） 28ページになります。地域支え合い体制づくり事業ということで、これは何か新規事業だと思うのですが、高齢者の居場所づくりということで、これから大事になる事業だと思うのですが、内容をもう少し詳しく教えてください。

◇議長（浅見武志君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林 訓君） 地域支え合い体制づくり事業100万円の補正でございます。お答えします。

今後高齢化がますます進むことが予想されております。そういった中で、今回地域支え合い体制づくり事業の補助金を活用しまして取り組みたいということでございます。高齢者の居場所づくり事業ということで今から始めたいということでございますが、今年度についてはこれから補正予算で可決されましたら、事業に取り組みたいと思うのですが、シンポジウム等を開催した中で、そういった定年というか、60歳になって定年退職をした方とか、たくさんこれから支えてくれるような方も出てくるかと思ひます。そういった方の有志というか、そういった人を募りまして、それらのシンポジウムを通じて希望をとりまして、またアンケート等もいただいた中でそういったものを把握して、そういった方たちを対象に勉強会等も開催して、次年度以降、そういった居場所づくりにつなげていけたらということで、今回補正させていただきました。

◇議長（浅見武志君） ほかに。

14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

◇14番（石川眞男君） 38ページ、たまむら道の駅のことで、業務委託料が500万円ですね。これ分筆と開発ということなのですけれども、ということはこの開発行為の許可を申請して、いつごろをめどに許可をとれるという形で踏んでいるのかということ。

それから、こういう開発行為の許可申請というのは、開発の主体がやるわけですが、町が申請するわけですね。その中で事業概要ということをかなり詳しく書いて、そのことによって県が許可するような形になっていくと思うのですけれども、その事業概要の中には相当程度この開発、道の駅をつくることによってどんなことを営み、そしてどのような形でという、かなり具体的なものが求められると思うのですけれども、道の駅の言ってみれば経営主体的なものはここに書き込む用意ができ

ている、その段階まで来ていると見ていいのですか。

◇議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

◇経済産業課長（筑井俊光君） 今回の委託料の関係なのですが、こちらのほうは測量分、要するに基準点の測量とか平面、路線測量、それから開発行為の申請、それから都市計画法の協議申請等が含まれます。それから、一部こちら側に分筆部分がありますので、そちらのほうの測量関係も含まれます。

それから、その開発行為の関係なのですが、これから土地購入の交渉を今しているのですが、その購入が決まれば、税務署も含めて都市建設課、そちらのほうとも協議しながら進めていくような形になると思います。概要については、とりあえず防災基地というのも入っていますし、道の駅という話、道の駅は仮称なのですが、これから決めていくような形で、内容を基本設計ができていますので、それを詰めたものを持っていくような形になると思います。開発行為の許可の時期なのですが、それはこれからの経過で、ちょっとまだ先はわからないのですけれども。

◇議長（浅見武志君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇議長（浅見武志君） 休憩いたします。午後1時30分より再開いたします。

午後0時休憩

午後1時30分再開

◇副議長（島田榮一君） 再開します。

◇副議長（島田榮一君） 日程第23、議案第51号 平成25年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇副議長（島田榮一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇副議長（島田榮一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇副議長（島田榮一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇副議長（島田榮一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇副議長（島田榮一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第52号 平成25年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇副議長（島田榮一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇副議長（島田榮一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇副議長（島田榮一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇副議長（島田榮一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇副議長（島田榮一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第53号 平成25年度玉村町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇副議長(島田榮一君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇副議長(島田榮一君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇副議長(島田榮一君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇副議長(島田榮一君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇副議長(島田榮一君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第54号 平成25年度玉村町水道事業会計補正予算(第1号)について、これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇副議長(島田榮一君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇副議長(島田榮一君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇副議長(島田榮一君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇副議長(島田榮一君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇副議長(島田榮一君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第 27 一般質問

◇副議長（島田榮一君） 日程第 27、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

一 般 質 問 表

平成 25 年玉村町議会第 3 回定例会

順序	質 問 事 項	質 問 者
1	1. たまむら田園花火の今後の実施計画はどのようになるのか 2. 東毛広域幹線道路の道路形態等と、今後の施工計画はどのようになっているのか 3. 防犯カメラの設置はどのように行うのか	笠 原 則 孝
2	1. 期日前投票の工夫で、投票率の向上を 2. 幼児子育て環境を問う	石 内 國 雄
3	1. 小中学校の学期制を 3 学期制に戻せ 2. 小中学校の全教室に冷暖房機を設置せよ 3. 中央小学校の通学路の変更（新設）を急げ	町 田 宗 宏
4	1. 住宅地確保の見通しは 2. 企業誘致の状況は 3. 庶民の生活を残す文化財の保存を 4. 町の特徴の活用を	原 幹 雄
5	1. 町政運営について問う 2. 上福島の 7.4ヘクタールの開発促進を 3. 北部公園の修景池の水質汚濁について	宇津木 治 宣

◇副議長（島田榮一君） 初めに、1 番笠原則孝議員の発言を許します。

〔1 番 笠原則孝君登壇〕

◇1 番（笠原則孝君） ただいまより一般質問を行います。傍聴の皆様、大分時間のほうが午前中から午後にずれ込んでしまいまして、大変申しわけございません。きょうから 9 月議会が始まりました。

そして、10 月 1 日には町議会議員の選挙の告示で 1 カ月、そしてまた 1 カ月後は選挙戦の終盤とい

うことになり、ここにいる議員の各位も気が気ではないようですが。

次に、高校野球では全国3, 954校の頂点に立った前橋育英高校が優勝し、群馬の知名度を全国的に知らしめましたことは、大変な偉業をなし遂げたこととして、大変な名誉なことでございます。次に、我が町玉村町でも全国の博物館、美術館のキャラクターで競う人気投票ミュージアムキャラクターアワード2013に県内から唯一参加し、全国42候補中4位という上位に食い込んでいるという、大変検討しています。参加しているのは、皆さん知っているとおおり、おたまちゃんとおつながさままで、玉村町の歴史資料館においては皆様のおいでをいつでも待っている状態でございます。玉村町も知名度が今までない、ないと言いましたけれども、だんだん向上している中、町内の還暦野球チームが全日本選抜軟式野球大会に10月、山口県の周南市で全国56チームが参加して行う大会に出場します。それでは、議員番号1番笠原則孝がきょうも元気よく1番目に質問をいたします。

町の花火大会もことしで25回目となり、すっかり夏の風物詩となり、花火ランクも全国で10番以内に入る健闘で、最近では花火と言えば玉村町の田園花火ということになりましたが、国道354バイパスが町の真ん中を通過することにより、来年は何とか実施できても、その後はどのようなになるのか、まず伺います。

次に、国道354バイパスが来年の9月には全線開通となるようですが、どのような状況で開通になり、その後4車線になるのはいつごろで、また道路の名称はどのようなになっているのか。そして、沿線のインターチェンジ近くに建設が計画されている（仮称）たまむら道の駅については、経営主体が決まっているのか。そして、町の出店希望者にも当たっているのか。開所は27年4月ごろと聞いていますが、それはどのようなになっているのか、これもお伺いしたい。

最後に、平成25年度予算に防犯カメラ設置費を計上しているが、設置場所及び設置台数、設置時期等の計画について伺います。また、町民あるいは区等で希望すれば、防犯上危険と思われる箇所に設置していくのか、あわせて伺います。

以上、今回はこの3点で質問したいと思います。それでは、ひとつよろしくお願ひします。

◇副議長（島田榮一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 1番笠原則孝議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、たまむら田園花火の今後の実施計画についてお答えいたします。たまむら花火大会は、笠原議員さんが述べているとおおり、ことしで25回目となり、今では全国的にも知名度は高く、町外からも多くの観客が訪れる、町の貴重な観光資源となっております。広域幹線道路の開通については来年の9月が予定となっておりますので、来年の花火については現在の場所で開催できる予定でございます。しかしながら、来年の9月以降については、花火大会会場の真ん中を東西に横断する形で東毛広域幹線道路が開通する予定となっておりますので、非常にその辺については検討をする予定でございます。

そこで、花火大会を広域幹線道路開通後も開催できるかどうかについて、現在たまむら花火大会実行委員会の中に13名で構成された小委員会を設置しております。この小委員会の中で、花火師からの技術的な意見なども伺いながら、花火の打ち上げ方法や候補地の選定なども含めて検討を進めております。検討に当たりましては、現在と同等規模で行えること、今までに積み上げてきたたまむら田園花火大会の魅力がより一層発揮できること、駐車場を含めた交通体系の構築ができることなどを前提に検討を進めている状況でございます。この小委員会の中で検討結果が出た場合、この結果についてはたまむら花火大会実行委員会に諮り、この実行委員会の中で承認をされれば、住民の皆様へ情報提供していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

次に、東毛広域幹線道路の形態と今後の施工計画についてお答えいたします。東毛広域幹線道路は、群馬県が行っている事業であります。伊勢崎土木事務所に確認したところ、開通については来年の9月に暫定2車線での全線開通をする予定となっております。現在工事が進められている状況でございます。

次に、4車線化のご質問ですが、平成29年度には4車線での全線開通予定となっておりますことでございます。現在伊勢崎土木事務所では、県道駒形・柴町線から両水東の町道までを玉村・伊勢崎バイパス、関越自動車道東から両水東の町道まで、ですから先ほど申した伊勢崎バイパスから関越自動車道までということですね、までを高崎・玉村バイパスの2工区とし、この2工区を伊勢崎土木事務所が担当して工事をしているということです。また、高崎・玉村バイパス区間では、高崎玉村スマートインターチェンジから与六分・前橋線までの間は高崎玉村スマートインターチェンジが開通するのにあわせて、4車線化により開通できるように工事を進めております。なお、工事完成後の正式名称としては、国道354号となるということでございます。

次に、沿線に計画されているたまむら道の駅、これ仮称でございますけれども、これについてお答えいたします。経営主体が決まっているかという質問についてお答えいたします。事業の運営、管理などの経営主体については、現時点ではまだ決定はしておりません。今年度中には決定できるように、現在たまむら道の駅（仮称）建設委員会で検討しているところでございます。

内容につきましては、道の駅の機能になる、例えばトイレ、駐車場の管理、外灯、清掃業務、たまむらギャラリー、これは町民の皆さんに使用していただくということでもあります。料理教室、加工施設の一部でございます。事務室などについては町が管理をしていくことになると考えております。また、農産物直売所や肉の駅や物販販売については、各代表者と十分協議しながら進めていきたいと考えております。

この道の駅は、玉村町地域防災計画に地域防災センターとして位置づけられております。地域の防災拠点としての機能を生かしていくには、町が主としてやっていくことであると考えております。いずれにしても、経営主体につきましては、運営管理も含めて各代表者とも十分協議をし、検討していきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。なお、全体としては、平成27年4月オープン予定を目指して、順調に進んでいるというところでございます。

次に、防犯カメラの設置についての質問にお答えいたします。防犯カメラの設置につきましては、平成25年度当初予算において1基分計上させていただきました。今年度につきましては、県立女子大学の学生の夜間の帰路の安全を考慮して、県立女子大学から岩倉橋方面において適切な設置場所を候補地として慎重に選定しております。年内を目安に決定したいと考えております。また、設置時期につきましては、候補地が決まり次第と考えております。なお、設置の際には、個人情報保護に配慮が求められますので、防犯カメラ等の適正な設置基準を定め、運用する必要があります。地元区長に協議をし、設置場所の地権者及び隣接地権者の了解をいただいた上で、地元住民説明会の開催などを経て設置となります。なお、今後引き続き事業を継続する場合の設置方針につきましては、町民の意見を参考にさせていただくとともに、県立女子大の学生の帰路などを含め、住民の夜間の安全を確保する観点から、警察と連携を図りながら進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

◇副議長（島田榮一君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

◇1番（笠原則孝君） では、自席より今度は質問したいと思います。

花火なのですけれども、大分花火も25回やってきまして、当初は町ではなく、商工会のほうの主導でやってきたと思うのですが、だんだん、だんだん規模が大きくなり、それでは賄い切れなくなって行政のほうが出ていったということになりました。そして、25回もやると、22回目ぐらいからだんだん、だんだんインターネット等で玉村の花火の知名度が上がってきました。なぜかといいますと、確かにこの近隣には大きいのは一番近いところで境の花火が、島村の花火が3尺玉でやったのですけれども、これも町村合併したことによって中止となり、そして前橋、伊勢崎もいろんなことがあって中止となりまして、近隣は大分減ってきました。そんな中、玉村町だけが元気で、田園花火ということで、もう吹上から見えるということで、私のうちなんかに来ますと、関西ナンバーの車が来て、カメラ小僧というのですか、それがもう本当に東側だけでも100人近く一眼レフのすごいカメラでやっている状態。一番いいのが、これだけ有名になって全国的に来てもらえるのだから、できれば泊まれる施設でもあれば、町に落ちるお金も大分違うのではないかなと思ったのですけれども、今のところ、私が前から言っているとおり、例幣使街道の宿場町の宿場に宿場がないというような状況。そんな中でやってきました。

そして、その花火も大分有名になって、道路、いろいろ関連しているのですけれども、354バイパスができてしまう。聞かれるのですよ、「来年はどうなるんだ」、「いや、道路ができちゃうから」と言うけれども、今はっきり来年は9月の開通だから、7月の花火は、まあ玉村町の花火というのは7月入ってすぐですから、近隣どこに比べても一番早い時期で花火を打ち上げるから、まあ、これは大丈夫だと。では、その後はどうなるのだろうね、これだけ有名になってしまって。玉村町から花火

を抜いてしまったら何もないよねなんていうあれもあるのですけれども、その辺は町長に聞きましたら、小委員会をつくって、これから場所の選定をやっていくのだということで、できればやはり現在の場所のできる限り努力をしてやっていければいいと。調べたところ、警備体制をやっている伊勢崎警察署の管轄だから、そこらのほうでちょっと難しいとなればだめだけれども、その辺を町としても今から努力してやっていただきたい。

なぜかという、確かに大動脈で、1日推定では3万台近い車が通過するだろうと言われているのです。そんな中、よく考えてみれば、今までなかった道ができて、旧の354は使えるわけですね。そして、ちょうどやる日は土曜日なのです。物流を運ぶ大きなトラックも、恐らく7割は稼働しなくなるでしょう。わずか花火を上げる時間は2時間、前後入れて4時間、4時間の閉鎖が可能であればできると思うので、その辺は町としてもこれだけ盛り上がってきたのだから、何とか努力していただきたい。ただ単に何万台通るからと言うけれども、あれはかってみるとわかるけれども、土、日になると非常にトラックの輸送量は減ります。乗用車は、ですからちょっと町の中へ迂回してもらっても、どうしても通過する人があれば可能ではないかと、今からちょっとその点を打診していってもらいたいと。

そして、なおかつ場所、どうしてもそこができないのであれば、どの辺の場所になるのだろうかというあれもあるわけです。中にはクリーンセンターのところかねという案も出ている。そう言っている人もいます。その辺も二通りで、町としてはこれだけやってきたのだから、そしてこれを消すことなく何とか続けていってもらいたいと。これは恐らく町の財産の一つとも言えるもので、知名度アップにも非常に貢献するので、ぜひともこの辺を再度聞くようですけれども、町長にもう一度その意気込みをお聞きしたいと思います。

◇副議長（島田榮一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） この玉村の田園花火がここまで人気が出てきた大きな要素は、打ち上げ場所が非常にいいということではないかなと思っています。全国回っても、このように町の真ん中で花火大会ができるなんていうのはほとんどないわけでございまして、現在地のこの位置のよさ、花火を上げる場所としては最適であると私も思っております。ここで続けられるということが、この花火の一番の、このたまむら田園花火を売り出す一番の場所であるということは、もう十二分に承知をしております。その辺について、いろいろ小委員会の中で検討しておりますので、その辺について経済産業課長のほうから細かい話をしていただきたいと思います。

◇副議長（島田榮一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

◇経済産業課長（筑井俊光君） 先ほど町長が述べたとおり、今玉村町の田園花火、こちらのほうはとて有名になりまして、今ではすごくいっぱい人が来てくれています。現在地が最適だというのは

おっしゃるとおりで、ここまで続けてこられたのはやっぱりそこが一番いい場所であるということだと考えます。

ただ、今度ここが、先ほど広幹道の関係で話していましたが、4車線化になってきますと、玉を詰める場合に、火薬を詰めた時点からもう通行どめのような形になる。範囲が決められてしまうということになりますので、なかなかとめないで火薬を詰めるということは難しくなってくると考えております。小委員会のほうを2月に1回やりまして、第1回が2月、次に2回目を5月にやりまして、こちらのほうは13人で構成されています。この方たちである程度の場所を選定していただいて、現地も視察しました。まず最初に考えられるのが、今の田園花火ということを基準にしますと、やはり田園があるところでないとなかなか今の花火に近いものはないのではないかと考えております。そうしますと、やはり田園があるところとなると限られてしまいます。そこが場所的には幾つかあるのですが、そこと尺玉を上げられる範囲ですね、その距離がとれるところということになりますと、ある程度場所は限られてきてしまいます。そこを今小委員会のほうで諮りまして、検討しています。来月もう一度また小委員会を開きまして、花火師さんにも見ていただいて、一番ふさわしい場所がどこかなというのを全部決定していきたいと考えています。ただ、先ほど笠原議員がおっしゃったとおり、今の場所もすごくいい場所なので、そこも含めて考えていきたいと思えます。

◇副議長（島田榮一君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

◇1番（笠原則孝君） 花火の件については、ほとんど今町長と経済産業課長に聞いたとおりで、これで町民の方も幾らか心配がなくなると思えます。

次は、今度国道354バイパス、これ来年の9月には暫定で開通になります。そうしますと、先ほど言ったとおり、今まで回っていた車が、高崎・伊勢崎線へ回っていた車とか、国道354、今まで町に集まった車が、そして五料橋の混みも大分減ってくるのではないかと思います。そんな中、町の人に聞くと、いつまで開通するのだねということで、一応今聞きましたら来年の9月。どんなふうになるか。知らない人に言いますと、全部4車線でいってしまうらしいではないという誤った考え方の人もいるので、ここで前にも言ったとおり、もう一度再度聞きます。私の知っている範囲で言いますと、役場の裏あたりから歩いてみますと、道路自体は4車線で確保してあるのです。それでずっとインターの高崎のほうまで行きますと、もう高崎は既に一部を残して関越から向こうの長瀬線ですか、あそこまでがまだちょっと、高崎の工業団地、エスビックのあるところですね。あそこらはやっていないのだけれども、もう下は掘り下げているから、間もなくあれも4車線になってしまう。問題は橋だ。橋はまだかかっているのです。だけれども、それも来年の9月には間に合うだろうということで、玉村町も今見ているとおり、両水からずっと下之宮の橋のところまで今のところやっているところでございます。でも、これは2車線でいって、そして9月にはこれが開通になって全線開通ということなんです。それで、先ほどの4車線でいくのはこの役場の裏から。とりあえずそこからなっているの

ですけれども、旧の長瀬線まで。あれは今度和かなの後ろから。だけれども、あそこは絞り込みしないと、文化センターのほうでなってしまうから、どうしても1車線に絞り込ませて、前から仕切らなくてはならないということになっているのです。何かそんな関係で、その辺もよく知らしめていって、私なんかも質問することにおいて文字で伝えられるし、議会だよりを見てもらえばわかると思うので。再度そんなので。

あと、呼び名ほうのなのですけれども、今町長言ったとおり、何か両水の東の道から東が玉村・伊勢崎バイパスで、これでよろしいのですか。それで、両水の東の道から高崎のインターまでが高崎・玉村バイパスと、こう呼び名が違うらしいのですね、同じ玉村の中でも工区が違うので。それを知らない人は、みんな、あぁとなってしまうので、その辺をもう一度、これは都市建設の課長に詳しくどの辺で線引きしてどうなのか、ちょっとわかるようにしていただけますか、お願いします。

◇副議長（島田榮一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） まず、開通の話ですが、開通は来年の9月には2車線で全線開通をします。暫定2車線で開通ということでございます。

玉村町の中では、今は開通しているのは関越自動車道から東へ大胡バイパスですか、そこまでが今現在2車線で開通をしているという状況でございます。その先、今度は下之宮の橋までが2車で開通をするということで、来年の9月には開通をするということでございます。あとは4車線化につきましては、平成29年度中には4車線で全線化ということでございますが、先ほど町長の答弁の中にもございましたが、高崎玉村スマートインターチェンジ、これが来年3月までには開通をするということでございます。そのために土木事務所としては、群馬県としては、どうしてもその接点につきましては4車化をしたいというお話でございます。

そういうことで、笠原議員がおっしゃるように、あちこちで4車線化になるように工事を進めているのではないかというお話もありましたが、玉村町では今現在関越自動車道の東側から与六分・前橋線あそこの信号までは4車化で、スマートインターの開通と同時に4車化を進めていく。また、若干その先で2車線に絞らなくてはいけませんので、若干東まで4車は来ると思いますが、とりあえずは与六分・前橋線までは4車線で開通が、来年の3月、スマートインターが開通するまでには開通ができる予定ということで、現在伊勢崎土木事務所のほうも工事を進めているということだそうでございます。また、高崎のほうも長瀬線までですか、今2車線で開通しておりますが、急ピッチで4車化の工事をしているというふうになっているそうです。確かに高崎市のほうへ向かっていただきますと、北側の車線、2車線分をもう小さいほうのあそこの川のところは、井野川ですか、のところは橋がかかっています。また、井野川のほうが残っていますが、その先はもう4車化のための準備をしているということですので、高崎土木事務所のほうでもスマートインターが開通になるのを目指して、4車化を目指しているというような状況だそうでございます。

それと、東毛広幹道の名称ということでございますが、今現在玉村町地内に2つの名称があるということでございます。玉村・伊勢崎バイパス、高崎・玉村バイパスということで2つ、名称があるということでございますが、これはあくまでも工事をしていく上での工区の名称として2つ、名称をつくらせていただいています。先ほどお話ししましたように、関越自動車道東から両水東までが高崎・玉村バイパス、もう一つ、県道駒形・柴町線から両水東までが玉村・伊勢崎バイパスというような2つの名称がございますが、この名称につきましてはあくまでも工事を発注する上での名称ということでございまして、この道路が完成すれば最終的な名称というのはあくまでも国道354号ということで、この名称が正式化されるということでございますので、よろしく申し上げます。

◇副議長（島田榮一君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

◇1番（笠原則孝君） 大変丁寧にありがとうございます。これで町民の方も大分ご理解いただけたいと思います。

次に、今度道の駅なのです。道の駅、我々も大分潮来市のほうなんか、経済で見に行きました。オープンが27年の4月ということなのですけれども、もう既に駅長さんを決めなければ間に合わないよと、はっきり言われてきました。非常にまだ主体がどこがどうにやってなるのだ、全然雲をつかむような話で、やっている委員会のほうだけでわかっていて、外には全然わからない。では、地元の業者をどのぐらい、希望すれば入れるのか。その打診もうわさだけで、とかく昔からうわさほどよくできている話はないと言われるくらいで、うわさが先行してしまっている。そんなので、やはりやるからにはあと2年確かにあるけれども、これで建設して、物までそろえていくとなるともう時間ないですから、早急に例えば出店する希望者を回ってみるとか、希望があってもうちには来ないよと聞いているのがあるのです。そんな話があるのかねというのがあるのです、できればその辺を煮詰めてもらいたい。

そして、1回ぐらい図面をさっと見せてもらって、これでどうだとはっきり言われても、私も正直な話道の駅、この休みに17カ所ばかり見てきました。ただ、こんなこと言ってけちつけるわけではないけれども、あの図面では、これどこにでもある道の駅ではないかと。西側に巨大な高崎市がすごい3階建てをつくるのであれば、我が玉村町もある程度は、平家の変なのではなくて、ある程度は姫路城とは言わないけれども、あのくらいのアピールする、お金をかけないでやるぐらいのアイデアを持ってやるのが本当の設計士ではないかと思うのだけれども、全然普通のやつ。あれではどこかにあったやつをそのまま持ってきたという感じを私は受けてしまうのだけれども。その辺をもう本当にやはり西に巨大な、高崎市が相当な力を入れて、正直な話、ららん藤岡よりもすごいをつくるよと言っているのだから、そのすぐ前があるのだから、負けられないようなやつぱりお金をかけるのではなくて、奇抜的なアイデア、それを持ってやるようにしないと、やりました、結果的には玉村町の防災拠点だけで終わってしまったと、そういうことにならないように、やっぱり委員会の人たちはこれから本腰

を入れて、確かに27年の4月、まあ、先だよ。だけれども、もう25年の9月ですからね。これから物をつくって、基礎までやってやっていくと。いろんな協議もしなくてはならない。例えば玉村町の場合はインターから出なければ道の駅に寄れないのです。藤岡市の場合は、駐車場へとめてとことこと歩いて行けばららんは行けるのです。高崎市も同じなのですからね。その辺のこともよく考えた上でやらないと、ちょっとやりました、何だなんてならないように、その辺をこれは経済産業の課長になるのかな、ちょっと本腰を入れてお答え願いたいと思います。

◇副議長（島田榮一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

◇経済産業課長（筑井俊光君） 笠原議員のおっしゃるとおり、十分その辺を踏まえてやっていきたいと考えております。

この間建設委員会がありまして、その中で分科会をつくりまして、例えば農産物直売所の関係についてはそちら、JAとか出してくれる方ですね、その方たちとの協議をしていくと。また、肉については食肉市場株式会社のほうと協議をしていく。また、物販、例えばお酒とかお土産物ですか、そういうものとか売るものについて、物販については商工会のほうと協議をしていくというふうな形で、今分科会のほうをつくりました。そちらのほうで協議をしていきたいと考えております。高崎市も3階建てをつくるということですが、この間もちょっと藤岡のららんへ行ってきたのですけれども、また中身は直売所のほうが変わっていました。多分随時変えていかないと、リアルタイムでやっていかないと、そういうものはついていけないのかなと思います。道の駅そのものがもう飽和状態ですから、その辺を踏まえて考えないと難しいのかなと考えています。その辺も工夫してやっていきたいと考えています。

◇副議長（島田榮一君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

◇1番（笠原則孝君） そのとおりですね。道の駅も正直な話、二十何年前、広島で始まって、そのときは本当にまだ建設省の管轄で、鉄道には駅がある。高速道路にはパーキングエリアがある。何で一般道路にはないのだろうねということで、中国地方で始めたのが道の駅の始まりだと聞いています。そのときまたま駐車場とトイレ、仮眠するところですね、休憩所を備えたところ、広島地区の農家の人が朝どりした野菜を軽トラックに積んできたら、そこへ通りがかって休んだ人が、新鮮な野菜だから売ってくれと。たちまち1台そっくり売ってしまったと。それでは、ここへ物産店をつくれれば相当もうかるのではないかなということで始めたのが道の駅なのですよ。

ところが、既に今は群馬県でももう52ぐらいになったかな、道の駅。たしか八ツ場ができて。そして、全国でも恐らく1,100近くいっていると思います。ですから、今度は道の駅、道の駅と言うけれども、どこへ行ってみてもスーパーみたいなものになってしまったのです。それで、道の駅同士の競争になってしまったと。だから、本当にこれからやっていくのであれば、どのようにやってい

くか。ただの物品販売ではだめなのです。その辺をよく考えて、今聞いたら農産物を売る。確かに農産物を売る、何を売るはいいのですけれども、それよりもあそこへ行ったらああいうものがあるよという魅力的なものを考えないと、やっぱり物で売るのはもう皆さん日本人の方は、もう物はほとんどありますから。スーパーへ行ったら買えるのです。ただ、私が一番心配しているのは物産店をつかって、スーパー化しないように。そうでないと、玉村町だっちはっきり言って幾つありますか、スーパーが。以前に比べれば、Aコープと両水だけだったのが、既に過当競争ですよ。その中にまた道の駅つくったら物すごいことになってしまって、その辺をよく考慮しながらやっていかないと、単なる物の販売、スーパー化、これだけは避けてもらって、やっぱり玉村町はこれをどういうふうにしてやっていかななくてはならないか。

よく考えてみますと、ちょうど私ちょっと思ったのですけれども、東京まで帰るのに約100キロ弱。ところが、日曜日の7時ごろになりますと、関越道、高坂から花園まで三十何キロ渋滞なんてよく聞くでしょう。そうすると、この時間に行く連中は渋滞でのろのろ、のろのろ練馬まで3時間もかけて行くのですよ。ふだんなら1時間足らずで行けるのに。そこで考えるのが、やはりでは玉村あたりならちょうど100キロ切っているから、ここいらで一休みをして、渋滞が緩和されてから東京へ向かおうではないかと。こんなような要素で物事を考えていけばまた違う発想が生まれるのではないか。その辺を一つよく頭の中へ入れてやっていただければと思います。くれぐれもスーパー化しないように、そしてやっていただきたいと思いますが、以上です。何か意見ありますか、どうぞ。

◇副議長（島田榮一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

◇経済産業課長（筑井俊光君） すばらしい貴重な意見をいただきましたので、それを踏まえて考えていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

◇副議長（島田榮一君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

◇1番（笠原則孝君） まだ残っているので、じゃんじゃんやっぺしてしまいますから。

次に、防犯カメラの件です。確かこれ35万円ほど、金額違ったらごめんなさいね。計上してあって、今さっき町長に聞いたら、女子大のほうがどうかというのが今年度の予算だと。その前に1カ所どこかつけるわけですね。女子大をするのではなくて、女子大のほうはまた来年度の予算でいくのだから。それで、一番思うのが、やはり私思っ、いろんな事件、起きますね。でも、ほとんど捕まったり何だりするのには本当に短時間で、あれっと思ったら短時間です。全て防犯カメラの威力ですね。私も寝ながら考えたのですけれども、玉村町は幾つ防犯カメラがあったら防犯できるかなと思ました。そうしたら、まず、こんなことは私が言うあれではないのだけれども、とりあえず。玉村大橋1つ、福島橋のところも1つ、それから高崎市、伊勢崎市、みんなどこへ行ってもそうなのですよ、それに1つ。それと、今度バイパスに1つ。7つぐらい必要なのですよ、五料橋に1つ。ということは、町

に入る出る、全部監視できるように。そうすると全て、今余りないのですけれども、自動販売機荒らし、事務所荒らし、ちょうど起きる時間がうし三つ時と。新聞屋さんが活動する前なのですよ、全てが。それで一番気をつけなくてはならないのが、皆さんもご存じだと思うのですけれども、音が余り聞こえない雨の日とか嵐の日、これが一番多いのです、事務所荒らしとか。ですから、この辺で皆さん監視しようといったら、これは無理な話だから、やはりその辺は予算が許すのであれば、早急にやはり5カ所ぐらい、今35万円といったら、5カ所といってもたかが知れています。これを早急に設置してもらいたい。

それと、やはりこれは区長が、私は思ったのですけれども、これはどうしてもつけてくれと、防犯だけではなく、環境美化のことも。この間朝歩いていましたら、犬のふんを捨てないで片づけましようとして書いてあるところに犬のふんがしてあるのです。これはあくまでも挑戦ですからね。それで、まだいまだに犬を連れて行って、袋もシャベルも持たないという人も多い。人間なんておもしろいもので、人が見ていなければそのまま行ってしまふのです。人がいると、さもやっているげにやる。大体みんなそんなのです。だから、そういうことの、人が見ているからあれだ、見ていないからやるのだということではなく、やはりどうしてもごみも捨てられてしまうのですよ。そういうところへももし可能であれば、区のほうから申請して、その辺の折半でも構わないから。どこの区も正直な話、お金をため込んで持っているのですよ、非常時のときにということで。はっきり言って、みんなどこも。非常時のときというのはいつ来るかわからないし、貯金通帳にためて持っていて喜ぶのは銀行だけだから。やはり活用してくださいよ。その地区から申請があったらば、では補助をこれだけするからどうだということに設置してもらおうようにして、そのような町にしていかないと、前にも言われたけれども、ごみがたまっているようではどうしようもない。まだまだはっきり言って、女子大の裏だってまだ犬のくそがある。これ、生活環境のほうで大分啓発はしてくれたのだと思うのだけれども、まだまだ多い。その辺をもっとやるためには、余りしたくないのですけれども、防犯カメラににらまれていれば、ちょっと誰もできないと思います。最近の防犯カメラはいいですから、600メートルぐらいまで映して、解析をやると本人確認できますから。今デジタルですから。そのぐらいのものをできれば町として予算をとってつけていただくのはどんなものですか。生活環境安全課の課長、よろしくをお願いします。

◇副議長（島田榮一君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 齊藤治正君発言〕

◇生活環境安全課長（齊藤治正君） 防犯カメラの関係でございますが、今年度につきましては1基ということで、笠原議員の質問に対する正直な回答をさせていただいたところなのですけれども、今後の話ということがありますが、とりあえず今回防犯カメラの計上された経緯について若干ちょっと補足のほうをさせていただきます。

この防犯カメラの設置に係る起因につきましては、当初町長のほうから警察云々という話が関連で

出たかと思うのですが、やはり玉村町におきましては女子大の開学以来、具体的につきまといや声かけ事案とか、そのあたりのいわゆる性犯罪に関するものが非常に多いというようなことで、群馬県の、当然群馬県なのですけれども、警察本部、伊勢崎警察署、交番、そのあたりから当然警察署としても取り締まり云々という活動はされておるのですけれども、さらなる取り締まりの一つの方法として防犯カメラというようなご提案があったと。そのような協議やら打ち合わせの中で、玉村町でもぜひそのあたりを予算化してもらえないかと、そのような話が出て、平成25年度の当初予算に防犯カメラ、38万円程度なのですけれども、1基分ということで計上させていただいております。

今後、次年度以降という話もあるのですが、それにあわせて地元区長さんの意向と、そのあたりどうだというようなお話があるのですけれども、当初考えておったのが犯罪抑止というようなことでの考えでありまして、警察との協議云々という話でこちらのほうでは考えておったのですが、先ほど質問の中で環境の観点、ごみやら犬のふんやらというようなお話に対する防犯カメラという視点になりますと、またちょっとこちらのほうで考えていた話と若干ちょっと今年度の趣旨とはずれてしまうかと思うのですが、当然今私生活環境のほう、安全課のほうを担当しているわけですが、ごみの関係やら犬のふん、常に啓発等で行っているわけですが、現実問題としてなかなかそういう事例が改善できないということがございます。その中で防犯カメラという手法も一つの考え方としては、今お話の中で十分うなずけるところがございまして、今後、今年度については1基分ということでございまして、次年度以降、いろいろ金額等の制約、それからいろいろな面もあると思いますが、担当課としては十分検討してみたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

◇副議長（島田榮一君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

◇1番（笠原則孝君） 大分これで周知できればいいのだと思います。そんなので、やはりちょっと防犯カメラについてははっきり言って3万七千何がしの町としてはちょっと遅いのではないかなと。大きな事件もこのところ、空き巣とかそのぐらいでなかったからいいのですけれども、今後一番心配しているのが、この道が開通しますと、もう容易にいろんなほかの地区から入ってこられますので、そのためにもやはり道の駅とか、そういうたまり場とか、そういうところにはぜひとも予算を計上して、安全安心なまちづくりに貢献していただければいいと思いますので、一応もう時間も来ますので、これで質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇副議長（島田榮一君） 休憩いたします。2時40分に再開いたします。

午後2時24分休憩

午後2時40分再開

◇副議長（島田榮一君） 再開します。

◇副議長（島田榮一君） 次に、2番石内國雄議員の発言を許します。

〔2番 石内國雄君登壇〕

◇2番（石内國雄君） 議席番号2番の石内國雄でございます。昨今は気候の変動が結構ありまして、きょうも何か竜巻が起きて、この間は竜巻が越谷市から野田市、大変な被害が起きました。この不安定な気候が続く中、玉村町もいろんな警報がここのところ出ている中で不安を感じているところがございます。これから私も防災とかそういうものについては非常に関心があって、いろんな形でお話をさせていただきたいなと思っておりますが、今回は全然違う話で質問させていただきます。

玉村町の選挙ももう1カ月切るような形で始まりますけれども、その投票のことでお話をさせていただきます。期日前投票の工夫で投票率の向上をとという形で、2年前の9月にも取り上げさせていただきました。投票日が日曜日になっている中、投票日以前の期日前投票を行う方がふえております。前回の参議院選挙のときにもかなりふえたかなと思います。日曜日が休みではなくて、平日休みの方の人も多くなってきております。現実には増加しております期日前投票なのですが、投票日前の平日に投票できるということで、この期日前投票の行いやすい環境づくりというのもさらに投票率の維持向上に非常に有効ではないかと考えております。

平成23年の9月の議会で、期日前投票のときに投票所の受付で記入している状況をお話しさせていただいて、期日前投票のときにつくる宣誓書、その用紙を送付する入場券の裏面に印刷しておく工夫をしてはどうかという提案をいたしました。そのとき、検討していくという形のお話、また群馬県内の状況を聞いたりしながら検討していくというお答えがありましたが、2年間たちましたけれども、結果が何も変わっておらないところで、もう一度質問させていただいているわけでございます。

投票で期日前投票に来られる方が、期日前の投票の宣誓書を事前に記入できるということは非常にありがたい。ぜひそうしてもらいたいという声を多々聞いております。また、その声を受けて、例えばこの間の参議院選挙であれば、藤岡市、高崎市が投票用紙の裏面に印刷されておりました。期日前投票での受け付けも、その管理もいろいろ簡素化できるのではないかと考えております。ぜひ玉村町でも期日前投票の宣誓書の事前記入の取り組みを行っていただきたい。2年間たっていますので、その取り組みはどうなっているのか。どういう検討をされて、どういう形になっているのかをお答えいただきたいと思います。

また、玉村町の投票率を引き上げる対策を考えておると思っていますので、その具体的な対策案等をお示しいただきたいということで、最初に期日前投票の工夫という話です。

2番目が、幼子子育て環境を問うということで、最近子育てする方の環境の変化が進んでいると感じております。育児休暇を利用して子育てする方もふえております。仕事をしながら子育てしている方もおります。また、仕事をしないでご家庭で子供たちを育てている方もおります。子供に幼いころから社会团体生活の環境になじませたいと思いながら子育てしている人もおります。そこで、保育士

を活用した子育てが望まれているのではないかと感じております。子供を育てていく支援体制を考えたとき、保育所の入所条件を見直して、希望する人は玉村町の保育所に入れるようにしてはどうかと考えて、質問をさせていただきます。そうなれば、子育て世代の人がより多く玉村町に来て子育てしていこうという形で、人口の増加とかそういうものも図られるのではないかと。また、町長が掲げております子育てするなら玉村町、私もそう思っておりますが、それをさらに宣揚できるのではないかと考えております。

また、子育てをする親御さんたちのお話を考えたときに、乳幼児からぱぱ・ママサロン、これは私が勝手につけたのですが、パパやママのサロンの設置をしてはどうかというふうにご提案させていただきます。お父さん、お母さんが集い合える場所があると、そこで子育ての情報だとかいろんな情報の取得だとか、親同士の交流が図れて、子育てしていくにはよりよい環境にはなるのではないかと思います。子育てする親の環境の多様化に対応もできますし、さらに子育てしやすい玉村町となるのではないかと思います。幼児期からのぱぱ・ママサロンの設置の考え、勝手に私が言い始めてしまうので、あれなのですが、そのような考え方は町としてはどのように捉えておるのかをちょっとお聞きします。

それから、保育料の見直し、わかりやすい保育料金の取り組みの状況はどうなっているかという問いでございます。保育料の見直し、保育料金の取り組みについては、これも23年の9月、またその前の年の12月にもちょうど保育料金と、それから税制の改正と、子ども手当の関係を絡めてご質問させていただきました。そのときに保育料の改定はされておられません。そのままの保育料の表になっておまして、コメントで22年の税制改正のままで、前で計算をし直すという形で、わからなかったら役場のほうに聞いてくださいというようなものが載っているだけの状況です。一層子育てしやすいように玉村町では保育料を大々的に見直しをして、本当に子育てがしやすいな、それこそ無料化するぐらいの感覚で子育てに支援を考えているか。そんなような意味合いもありまして、保育料の見直し、または保育料が幾らになるかというのはすぐわかるような料金表の取り組みの状況についてどうなっているかをご質問させていただきます。

以上で1回目の質問を終わります。

◇副議長（島田榮一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 2番石内國雄議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、期日前投票の工夫で投票率の向上をとということでございます。これは、選挙管理委員会の範囲のことですので、選挙管理委員会の書記長、書記長は総務課長でございますので、書記長のほうからお答えをさせていただきます。私のほうは2番目の幼児子育て環境を問うの質問についてお答えいたします。

この中で、仕事をしていないが、子供に幼いころから社会、団体生活の環境になじませたい子育て

に対する保育所の入所条件の見直しについての質問にお答えいたします。保育所は、児童福祉法により、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその幼児を保育することを目的としております。つまり現行では、保育所は保護者にかわって乳児、幼児を保育する場であります。入所条件に保育に欠けるとありますが、保護者の共稼ぎが主な入所理由となっております。また、保護者が未就労であっても、出産の前後、疾病、負傷等、介護、災害の復旧、通学等で保育に欠ける状況であれば、これは入所を申し込むことができるということになっております。現在の児童福祉法による保育所は、幼稚園と異なり、子供の教育を目的としておらず、主として就労保護者への子育て支援が目的でございます。ご理解をよろしくお願いいたします。

次に、乳幼児からのぱぱ・ママサロンの設置についてお答えいたします。当町では、石内議員ご指摘の子育ての情報交換、交流の場として、地域子育て支援センターがその役を担っております。支援センターでは、日ごろから子育ての不安や悩みの相談を受け、アドバイスに当たっております。また、毎月のセンター行事を通して、保護者同士の情報交換の場と交流の場にもなっているのが現状でございます。支援センターは、不安を抱きながら幼児を育てている保護者にとって、心強い支援場所であると思っております。これからも支援を必要とする保護者のよりどころとなるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、わかりやすい保育料金表の取り組み状況についてお答えいたします。現在玉村町の保育料の算定方法は、国の算定方法を使用しております。公正公平な算定であると考えております。しかしながら、複雑な算定であることから、担当課へ年に数件ではありますが、問い合わせがあり、担当者が試算し、その都度この保護者にお知らせをしているというのが現状でございます。今後の対策として、保護者がホームページ上で簡単に試算できる方法も考えられ、このような最良策を考えたいと今考えております。今後できるだけ保護者にわかりやすく、石内議員さん申しましたとおり、簡単な方法でということでございますので、その辺について検討をしていきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

◇副議長（島田榮一君） 選挙管理委員会書記長。

〔選挙管理委員会書記長 高井弘仁君登壇〕

◇選挙管理委員会書記長（高井弘仁君） それでは、石内議員さんの期日前投票の工夫で投票率の向上をというご質問にお答えさせていただきます。

投票率の維持向上の一つとして、選挙における期日前投票での事務を工夫してはどうかということで、期日前投票で提出する宣誓書の様式を入場券の裏側に印刷してはどうかのご提案を平成23年9月の一般質問でいただきました。その際にも回答させていただきましたが、幾つかの不都合な点が予想されます。現行の様式では、記入欄が非常に小さくなり、見づらくなる、また記入しづらくなることや、入场券に書いてあります選挙に関するお知らせ等注意事項が別に必要になります。様式を現在使用しているA4サイズにして郵送すると、郵便料が増加する。また、事前の記入では内容をよく

理解していただかないと誤りが非常に多くなり、結局訂正のため時間がかかってしまうことなどが挙げられます。本来選挙は投票日に投票するのが原則であり、期日前投票を行うためには投票当日に投票に行けない事由等を本人が申し立てる必要があるため、期日前投票所の場所で記入することは、その確認がとれ、方法としては有効なことと考えております。他市町村の例では、はがきタイプの入場券では印刷の文字が小さくなってしまふものや、入場券を大きくしたものは重さにより郵送料の増加が見込まれるものがあります。議員さんがおっしゃるようなことは非常によいアイデアであるというふうに考えておりますが、以上のようなことなどから、また選挙管理委員会で検討の結果、現段階では今までどおりとしたいということでございます。

なお、投票率の維持向上にはさまざまな工夫が大切です。これが最も重要なことであると考えております。期日前投票により投票ができる旨の周知も十分に行って、広報車、ホームページやお知らせのメールなどにより、投票のPRを今後も行っていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

◇副議長（島田榮一君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） それでは、期日前投票の工夫のことでまた質問させていただきます。

ちょっと今聞き取れなかったのですけれども、原則として本人申し立てを確認するという形のもの、違法と今聞こえてしまった。それ違法性があるという感じのお話だったのですか。今ちょっと私耳が聞こえなかったもので、あれなのですが。

◇副議長（島田榮一君） 選挙管理委員会書記長。

〔選挙管理委員会書記長 高井弘仁君発言〕

◇選挙管理委員会書記長（高井弘仁君） 本人が申し立てるとするのは当然のことでありまして、それが違法とかという問題ではなくて、本人が期日前投票を行いますということを申し立てる。要するに自署をして、しっかり申し立てるということであります。

◇副議長（島田榮一君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） 目の前で書かないとだめという話ではないと思います。例えば印鑑登録でも何でもそうですけれども、用紙をいただいて、自分で書いてきて、判を押して、持ってくれば受け付けられますね。期日前投票の宣誓書も同じかなと思うのですが、目の前でその人がいないと本人確認ができないとか、公正公平が図れないというふうなお考えでしょうか。

◇副議長（島田榮一君） 選挙管理委員会書記長。

〔選挙管理委員会書記長 高井弘仁君発言〕

◇選挙管理委員会書記長（高井弘仁君） より本人が自署してもらうことを確認したほうがよいということであります。

◇副議長（島田榮一君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） もう時代は、そのご本人云々というのは確かにそうなのですけれども、合理的にされるのがよろしいのではないかなというふうに思います。現実期日前に来られて、そこで私が聞いたお話は、その場で書くというのが非常に苦痛。でも、投票はしたい。日曜日に行けないので、期日前をしたい。もしその用紙が手元に前にあるならば、そこに書いていって、落ちついて投票もできる。また、それが事前にそういうものが書いてきてあれば、受け付けをする段階では当然本人の確認はしますし、本人の意思も確認はしますけれども、書いてあるものを見て、間違いありませんねというのでやれば問題はないのではないかなと思います。その上で、事前に用紙自体が投票する意思のある方のところに用紙が届いているということについては、選挙管理委員会のほうとしてはそれは余り考えていないということでしょうか、検討の中では。

◇副議長（島田榮一君） 選挙管理委員会書記長。

〔選挙管理委員会書記長 高井弘仁君発言〕

◇選挙管理委員会書記長（高井弘仁君） 先ほども申し上げましたとおり、それを考えていないということではなくて、要は送るときにやっぱり高崎市なんかの話も聞きますと、やはり字が非常に小さくて書きづらいとか、そのような随分問い合わせも、書き方についての問い合わせも多いということが言われております。それでしたら、その期日前投票の意義をしっかりと本人に直接こちらのほうで説明をその場でして、しっかり確認していただきまして、そこで署名していただくということが今のところではベストではないかというふうに思っております。

それから、何人かの方がそういうふうに来るに書くのが不都合があるというのは、私は聞いたことはあるのですけれども、この間の非常に長い期間の参議院議員選挙の間でも、あそこで宣誓書を書くのが不都合だという話は一件もございませんでした。1人だけ、何でここでこんなものを書かなければならないのだというふうな方がいらっしゃいました。ですから、そういう面では私どもとしましては、議員さんも政党のほうで代表で来ていらっしゃる方でありますので、公職選挙法のほうでぜひ期日前投票をもっと簡単にやれる、宣誓書が要らないような、簡単に言えば要らないような方向とか、いろいろ法律的なことはあるかと思うのですけれども、そういう方向でぜひやっていただければ、私どもとしても非常に統一性があってやりやすいというふうに感じております。

◇副議長（島田榮一君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） これは藤岡市の現物の期日前投票の宣誓書です。ここが入場券になってしまっていて、このぐらいです。そんなに字は小さくはないです。高崎市もほとんど同じぐらいだと思います。今期日前投票の宣誓書については、やはりいろんな市町村で見直しがあって、印刷される場所とか、そういうものもあります。

先ほどの郵送料という話でいきますと、今回の参議院選挙のところで前橋市が違うやり方をしました。前橋市はどういうことをやったかという、今まで、従前と変わっていません。ただ、前橋市のホームページにこの申請書、A4判でしょうか、受け付けるときは、A4判のやつをプリントアウトできるようになっていて、そこに事前に書いて持ってきておったと。前橋市は、それはとりあえず一時的なことかもしれませんが、まず印刷が間に合わないの、そういうふうにしたということもあるのかもしれませんが、いずれにしても投票のしやすいやり方を選挙管理委員会としても考えていこう。現状の中でできる限りのものやっいていこうというお考えが欲しいと思っていて、この質問をさせていただいているのですが、そのホームページに例えば宣誓書載せて、そのときにそれを使ってもら。それに自分で書いてきてもらってその場に来る。そういった考えはいかがでしょうか。

◇副議長（島田榮一君） 選挙管理委員会書記長。

〔選挙管理委員会書記長 高井弘仁君発言〕

◇選挙管理委員会書記長（高井弘仁君） そのほうも前橋市がそういうことをやっているということも承知はしております。

そういうほうもいろいろアイデアを出していただくことも結構だと思いますけれども、いずれにしても宣誓書は書いていただかなければならないものでありまして、この宣誓書をこの場所で書くかどうかだけの議論で投票率が上がるとか、そういうことでは私はないというふうに考えております。それですので、そういう案とかアイデアはいろんな議員さんとか町民の方々からアイデアをいただくのは結構だと思いますので、そちらのほうは選挙管理委員会のほうで協議させていただきまして、検討はしますけれども、真の投票率のアップの方法をぜひ皆さんと議論していきたいというふうに考えております。

◇副議長（島田榮一君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） 投票率のアップという話とちょっと違う観点なのかもしれません。ただ、住民の方、また投票に来る方の負担を減らせる。また、それが確実にできるというものであれば取り入れるべきではないかなと思います。確かにこれになったから投票率が上がるかどうかというのは、直接あれないかもしれませんが、でも少なくとも宣誓書を事前に書けるということは、期日前の投票であれば行けるな。日曜日は行けないけれども、ここにあるならばそれを書いて、持って行って、会社に行って、帰りに間に合うようであればそこでやってこようかなということもできるかと思えます。そんないろんな要素があるので、直接投票率向上というのとはまた違う観点からの投票する方々の負担を軽減。また、これは投票する方の負担の軽減だけではなくて、現実にはあそこの投票所におられる方々の事務の軽減にもなるかと思えます。前のときにも質問させていただいて、前向きにどちらかという、と検討していただくような感じの印象を受けておったのですが、そういう感じではな

いので、ぜひ少なくともホームページに載せるとか、そのような形のものは、それはまたお金はかかりませんから、そんな形で積極的に検討していただきたいと思うのですが、もう一度ちょっと一言お願いいたします。

◇副議長（島田榮一君） 選挙管理委員会書記長。

〔選挙管理委員会書記長 高井弘仁君発言〕

◇選挙管理委員会書記長（高井弘仁君） 事務の軽減という面では、私どもはそれが事務の軽減につながるとは思っておりません。ただ、投票される方が少しでも投票しやすいためには、いろんなアイデアを、先ほども申し上げましたとおり、選挙管理委員会の中で協議は必要だというふうに考えております。

◇副議長（島田榮一君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） いろんな評価はあるかと思いますが、ぜひ選挙管理委員会の中でお話をいただいて、ご検討いただいて、できるものはやっていっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、子育て環境の関係なのですが、確かに玉村町の中ではまずその児童福祉法の関係で保育所については法律自体を変えないとというのがありますし、こども園の話もあるし、いろんなことがあるかと思うのですが、まず今玉村町にある子育て支援センターですか、これの活用状況とか規模だとか、そのような状況はどうなっていますか。これは子ども育成課の課長さんでしょうか。

◇副議長（島田榮一君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 佐藤千尋君発言〕

◇子ども育成課長（佐藤千尋君） それでは、平成24年の実績をお知らせさせていただきます。

去年は、年間来館者なのですが、1万1,996人ですから、月に大体1,000人、1日大体50人、このような状況でございます。

◇副議長（島田榮一君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） 1万人の方が利用されているということで、これはたしか場所は第1保育所の中にあるのですか。

◇副議長（島田榮一君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 佐藤千尋君発言〕

◇子ども育成課長（佐藤千尋君） おっしゃるとおり、第1保育所の東側のところに設置してあります。

◇副議長（島田榮一君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） この1万人の方に対応する職員の方はお二人ぐらいですか。非常にお忙しいというか、いろんな多岐にわたるものに対して対応しているのではないかと思うのですけれども、場所的に保育所の中であって、先ほど私のほうでぱぱ・ママサロンの話をさせていただいたのですけれども、例えば親御さんとお子さんが来ていろんな情報交換をしたり、またはいろんな情報を得るのに、第1保育所の中にある子育て支援センターの利用というのがちょっと、一生懸命利用されているのですけれども、なかなか利用しづらいという部分もあろうかと思うのですが、その辺のところについてはどのような感じでしょうか。

◇副議長（島田榮一君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 佐藤千尋君発言〕

◇子ども育成課長（佐藤千尋君） 議員さんおっしゃるとおり、あそこのところをご承知のように、ワンフロアで使っております。大きさが坪数にしますと大体40坪。それで、子供たちが遊べるというところの部分がその中の30坪ぐらい。あと10坪が事務所、またあそこの手洗いがあったり、授乳のコーナー、また押し入れですか、そのような状況になっています。ですから、ワンフロアの中で子供たち、お母さんと一緒にそこに支援センターでサービスを受けていると、このような状況です。

◇副議長（島田榮一君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） 今課長さんにお聞きしたのですけれども、町長にちょっと質問を向けたいと思うのですが、非常に利用価値があって、子供たちを育てていくのに環境は非常にいいところなのだろうと思います。ただ、第1保育所のワンフロアで、従事している方が2人ぐらいいて、これから子育てのための、子育てしていくなら玉村町というふうな形を標榜しております町長さんですから、その場で今十分と町長は考えておるか、もっと拡大するかとか、何か町長のほうのご意見をお聞かせ、意識をちょっとお聞きしたいのですけれども。

◇副議長（島田榮一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 1万人以上が利用していただけるというので、大変ありがたいと思っています。もっともこの活用ができるということがいいことだなと思っています。

第1保育所の中にありますので、第1保育所そのものが非常にマンモス化しておりますので、私は第1保育所以外にもそのような子育てセンターは必要かなと思っていますけれども、児童館が午前中非常にそのようないろんな地区で役目をしておりまして、児童館へ午前中に行きますと、若いお母さんが乳飲み子を連れてきて、児童館でいろいろと子育てについて話をしたり、情報交換をしております。これも非常にいいかなと思っていますし、今言ったように、それで満足しているわけではないのですけれども、それより第1保育所のマンモス化を少し減らして、その分子子育てセンターのほうにもう一教室ぐらいふやしてやればというのも考えております。

◇副議長（島田榮一君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） 町長、私は思うのですけれども、保育所の中にセッティングするのではなくて、それこそ外へ出ていただいて、一つの大きな、どのぐらいになるかわかりませんが、施設になって、先ほど私のほうでちょっとお話しさせていただいたばば・ママサロンではないですけども、そういうのとドッキングした、子育てしていく、またお母さん方も子供も、また支援体制もある程度一元化したような。例えば今結構好評で、なかなか受けられないのですという話を聞いたのが、例えば赤ちゃんマッサージなのです。赤ちゃんマッサージなんかは月に1回ぐらいですか。それが予約みたいな形でされていると思うのですが、1回受けるとなかなか次が受けられないというふうな話も聞いておるのですけれども、赤ちゃんマッサージなんかも聞く人は聞いて、あれいいねという話なのです。でも、知らない人は全然知らないのです。その辺のところを子育てしていくのに、情報とかそういうものが一つのところが、いつもあそこに行けばお父さん、お母さんがいて、子供たちもいて、支援センターがあって、こういうサービスがありますよ、こういうものがありますよというような場が入りやすく、あったほうがいいのではないかなという思いでこのばば・ママサロンという話をさせていただいているのですけれども、そのような考え方については町長、いかがですか。

◇副議長（島田榮一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 独立してというのは、一つの意見として参考にしたいと思います。

今言った赤ちゃんマッサージ等についての今後の取り組みについては、ばば・ママサロンというのもございますけれども、もうちょっと子育ての充実ということを考えますと、町としてもその辺は充実していく必要があると思っております。

◇副議長（島田榮一君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） きょうの文教福祉委員会の所管事務調査報告の中でもありましたね、長岡市の一体的な一貫した支援体制という形で取り組んでいるところがありますが、ぜひ玉村町もそういう形で、まずは今ある子育て支援センターがあって、1万人の方も来られてやっておられますので、それをさらに拡大をしていって、できれば別のところにつくって、いろんな情報ができたという形で、いわゆる総合的に、複合的にしていただくような形をぜひ町長の指導をしていただいて、子ども育成課とかそういうところに話をして拡大していくような、予算も必要だと思いますけれども、そのような取り組みをぜひお願いしたいと思うのですけれども、すぐにはというのはなかなか難しいですが、そのような考え方でぜひ取り組んでいただきたいと思うのですが、もう一度お願いいたします。

◇副議長（島田榮一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 子育て支援センターなのですけれども、先日ある人にお会いしましたら、町外なのですけれども、町外から来ていると。どういうルートで来ているのですかと言ったら、町内にお友達がいるということで、そのお友達が自分の子供と同じような子供がいるので、玉村町の子育てセンターに行っているのです、私も玉村町の子育てセンターへ行ってお世話になっていますという話がありまして、町外からも来ているという、非常に玉村町としてはうれしい話でございます。そんなような形でもっともっと拡大をしていく必要があると思うし、それにはやっぱり今石内議員さんが言ったとおり、もう一つ視点を変えた中で、この子育て支援という形で今までのようなやり方をずっと続けていくのではなくて、そこでまた少し視点を変えてやっていくというのは、今後担当者と協議していきたいなと思っております。

◇副議長（島田榮一君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） ぜひよろしくご検討いただきたいと思っております。子育て支援センター、先ほどもお二人で今やっているということで、お二人で1万人の方を対応しているということですから、人事の関係はありますけれども、まずそのところを拡充していくとなれば人の拡充でしょうし、それから予算の拡充でしょうし、またいろんな形でその中で子供たちがすくすくと育てていただけるのではないかと。また、お子さんを抱えている親御さんたちにも負担も、また情報の交換とか交流とか、玉村町はこんなに子育てしやすいのだよねというようなアピールができるようなまちづくりをぜひ町長指導のもと中心に、ぜひよろしくお願ひしたいなと思っております。

また、期日前投票のほうもいろいろあるかと思っておりますけれども、ぜひともホームページで印刷できるようなことからの取り組みをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇副議長（島田榮一君） 次に、9番町田宗宏議員の発言を許します。

〔9番 町田宗宏君登壇〕

◇9番（町田宗宏君） 9番町田宗宏でございます。議員の皆さんには、眠そうな人、また何となくそわそわしている人、そういう方がおられますので、3点ほど簡単に質問をいたします。したがって、簡明にお答えを願ひたいと思っております。それで、なるべく早く終わりたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

まず、1点目、小中学校の学期制を3学期制にすることについて質問をいたします。群馬県下の小中学校で2学期制を採用しているのは玉村町だけとなりました。日本では長い伝統があり、自然の摂理にかない、しかも保護者の要望も多い3学期制に戻していただきたいと思っております。

2点目、小中学校の全教室に冷暖房機、クーラーあるいはエアコンといってもいいのですが、を設置することについて質問をいたします。ことしの夏は35度を超える猛暑日が続いておりました。来

年以降のことについてはわかりませんが、ことし程度の暑さを予期して、全教室に冷暖房機を設置し、子供たちが勉強に専念できるようにしていただきたいと思います。

3点目、小中学校の通学路の変更、新設を急いでいただきたいということでございます。平成24年12月定例会で質問をしました中央児童館南の通学路は大変危険なので、両水の南を通り、歩道橋に至る新しい通学路を設置することについて質問をいたしました。再度質問をいたします。1つは、これまでの交渉の経緯、2つ目は今後の見通し、設置の可能性についてお答えを願いたい。

以上で1回目の質問を終わります。

◇副議長（島田榮一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 9番町田宗宏議員の質問にお答えいたします。

まず、最初の小中学校の2学期制についてとエアコンについては、教育長のほうから回答させていただきます。

私のほうは、中央小学校の通学路の変更を急げについてお答えいたします。昨今、全国各地で悲惨な通学路における死亡事故が多く発生し、大きな社会問題になって、通学路の安全対策を早期に実施するように国などから指導があります。昨年7月には、教育委員会、小学校、伊勢崎警察署、伊勢崎土木事務所、玉村町により通学路緊急点検を実施しております。町内5つの各小学校から危険箇所を挙げてもらい、その箇所の点検を行いました。町でも点検の結果により、より優先して改善しなければいけない箇所の改修を行っております。その中で中央児童館南の通学路は危険箇所の1カ所と挙げられており、これまでも道路幅員の拡幅を検討してきました。以前に議員からご提案をいただきました通学路も安全対策の一つとして検討を進めていきたいと考えております。以前にも回答させていただきましたが、そのほかにも道路形態の抜本的な改善が必要な箇所もあります。このような危険な通学路を速やかに改善できるよう、関係者と協力して進めていきたいと考えています。また、道路幅員が狭く、用地買収が必要な箇所につきましては、地元区長さんを初め地権者、地元関係者皆さんの理解をいただき、危険箇所の解消ができるよう努力してまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

◇副議長（島田榮一君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君登壇〕

◇教育長（新井道憲君） それでは、小中学校の2学期制につきまして、まず初めにお答え申し上げます。

この2学期制に関する質問につきましては、今までの議会において数回にわたって取り上げられているところでございます。そのときの答弁と重なる部分が多々あることをあらかじめご理解いただければありがたいというふうに思っております。

まず、玉村町における2学期制は、平成15年度に2学期制検討委員会を立ち上げ、2年間の試行

期間を経て、平成18年度から全ての小中学校で実施するようになり、今年度で8年目を迎えているところであります。議員さんご指摘のように、2学期制は全国では20%以上の小中学校が実施しているところでありますが、高崎市が今年度から3学期制にしたことから、玉村町は群馬県内で唯一の2学期制実施の市町村となりました。保護者の中には、県内で唯一の2学期制実施の市町村となったことで、不安を感じている方もいることは十分承知しているところであります。しかし、今までの7年間の積み重ねや学校の状況及び児童生徒の姿から、玉村町の2学期制は軌道に乗ってきていると認識しているところであります。そして、玉村町の特色ある学校教育の取り組みとして、さらに充実をさせていきたいというふうに考えているところであります。結論はそこになってしまうのですが。

今年度は、特に今まで7年間の実績を踏まえるとともに、もっと2学期制のよさをアピールせよというご意見もたくさんいただいております。これらを踏まえながら、2学期制のよさを具体的に3点、再確認し、いろいろな機会を通じて保護者、地域の方々の理解に努めているところであります。その3点とは、1つは子供と教師の触れ合う機会と時間が確保できること。2つ目は、半年という長いスパンで捉えた確かな学力の向上が図れること。そして、3つ目が、長期休業の有効な活用ができることとあります。

ちょっと具体的にその3点について申し上げますと、まず1点目の子供と教師の触れ合う機会と時間の確保についてであります。教育は人なりというように、教育は教師と子供の人間同士の触れ合い、かかわり合いが大切であることは言うまでもありません。つまり子供と教師の信頼関係が基盤にあつてこそ、子供の力が最大限発揮され、子供の成長が図れるわけであります。今まで3学期制のもとでは、学期末にさまざまな業務や行事が重なり、子供と触れ合う機会や時間が十分確保できませんでした。特に夏休み前には、1学期のまとめ、成績処理、夏休みの課題づくり、さらには中学校においては中体連の最後の大会である総合体育大会、3年生の進路相談等、さまざまな業務や行事が集中してしまいました。2学期制においては、成績処理などの業務がないため、2者あるいは3者面談など教育相談の充実が図れ、よかったこと、頑張ったことや、不安や悩みの解消や、これからの課題などについて、保護者を交えてじっくりと考えることができます。また、中学校では3年生の集大成であります中体連の夏の大会やコンクールに向けて、教師と生徒が一緒になって取り組み、完全燃焼することができます。市町村合併により、大会の試合数がふえ、7月の2週目からもう既に大会が始まっている現状を見ますと、この時期に教師、生徒ともに部活動に打ち込める環境が整えられることは、大変意義あることだと考えております。

次に、2点目の長いスパンで捉え、確かな学力の向上が図れることについてであります。3学期制では1学期が終わるとそこで評価し、夏休みを過ごし、そして2学期が始まるとそこから新しい内容を学習し、2学期の学習を冬休み前に評価しています。2学期制では、夏休みは前期の途中に含まれます。4月から7月までの学習で十分でなかった内容については、夏休みで取り戻すことができます。学校も補習や講座等を設定し、学習を支援しています。そして、夏休み中の子供一人一人の頑張

りや努力をしっかりと評価し、子供に返してあげることができるわけです。そういう意味でも、半年というスパンで子供一人一人の頑張りや日々の成長を評価できる2学期制は有効であると考えています。

次に、3点目の長期休業の有効活用であります。先ほど述べましたように、長期休業は学期の一部となります。特に40日近くある夏休みをどう有効に過ごすかが2学期制では特に重要であります。各学校では、夏休み前にこれまでの学習状況や行動の様子を知らせる連絡カードなどを渡したり、子供との面談を行ったり、夏休み全般に教育相談や家庭訪問を行ったりして、夏休みを目標を持って過ごせるようにしています。また、夏休み前のゆとりを利用して計画を立てさせたり、調べ学習などを継続して行ったりできるように工夫しているところでもあります。中学校では、夏休み明けの期末テストに向けて学習を進めたり、学校での学習支援を利用したりして、目標を持った学習ができます。

以上、2学期制のよさについて3点説明させていただきました。各学校では、これらのよさを生かして、子供の力を伸ばしていけるよう、1年間を見通し、日々の教育活動に取り組んでいるところがあります。玉村町の子供たちは、義務教育9年間でしっかりとした力を身につけ、自分の考えで、自分自身の力で、将来の夢や願いを大切にしながら、自分の進路を切り開いていくわけであり、このような自分探しの旅から自分づくりの旅を一人一人意義あるものとするためにも、教師が目の前にいる子供と向かい合い、触れ合い、かかわり合っていくことこそが日々の教育活動の基本であり、最も大切なことであると考えているところでもあります。学校の主役は子供たちであります。そして、その子供たちが未来を担っていくわけであり、そのためにも、子供たちが伸び伸びと自分を発揮して力を伸ばしていけるよう、現在県内唯一の2学期制実施市町村として今後もさらに充実を図っていきたいと考えておりますので、ご支援をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、小中学校の全教室に冷暖房機を設置せよというご質問にお答えいたします。これもさきの6月定例会において筑井議員さんから一般質問がありました。そこでお答えいたしましたが、教育委員会におきましては夏の暑さ対策として何ができるか、何をすべきかということや、他市町村の動向や学校の要望などを踏まえながらいろいろと協議を重ね、できることから対策を講じてきたところでございます。具体的には、学校では子供たちに水筒を持たせたり、水分補給を十分にさせたり、あるいはタオルを水で濡らして首回りを冷やすなどの対策をとってもらっていることもありますし、教育委員会としては普通教室への扇風機の設置、特別教室へも計画的に扇風機の設置を今進めているところでもあります。それから、保健室、図書室、コンピューター室等の特別教室へのエアコンの設置、そして熱中症チェッカーの導入、グリーンカーテンの推進、それから運動会や体育祭の実施時期の見直し、それに加えて、本年度は夏休みを2日間延長しました。管理規則を変えて、延長させていただいて、26日までとしました。そういうふうなさまざまな今できるところからの工夫をしてきたところであります。

一方、玉村町を取り巻く他市町村の状況を見ましても、近年の猛暑を受け、普通教室にエアコンを

設置する動きがあることは十分に承知しておりますし、このような暑さが今後も続くようであれば、本町においても子供たちが勉強に集中できるよう、エアコンの設置をしていく必要があると考えているところであります。しかしながら、小中学校の全教室にエアコンの設置となりますと、多額な経費がかかることとなりますので、今後玉村町としてのさまざまな行政課題を総合的に勘案する中で、その順位性も踏まえつつ、学校の要望、意見等を大切にしながら、子供たちにとって望ましい学習環境のあり方について、今後も引き続き検討を重ねてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

◇副議長（島田榮一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 2回目からは、本席から質問をさせていただきます。

最初に、3番目の中央小学校の通学路の新しい道路を設置することについて、私の質問は、これまでの交渉の経緯、いつ誰とどのような交渉をしてきたかで、それを踏まえて2つ目に今後の見通し、設置の可能性についてお伺いをしたわけです。そのことについて明快にお答えをいただきたいと思ひます。

◇副議長（島田榮一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） ご質問のこれまでの交渉の経緯ということでございます。

こちらにつきましては、現在ご提案をいただいている通学路については、お二人というのですか、関係者がおるかと思ひますが、こちらのお二人とはまだ交渉には至っておりません。それと、今後の見通しということでございますが、町長の答弁の中にもございましたが、やはりいろんな学校からご要望等もいただいております。そういう中で教育委員会等とも相談をさせていただいて、また地元の方と相談をさせていただいた中で、このものを実施に向けて検討していきたいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◇副議長（島田榮一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 今まで両水、それからその西側の水田の持ち主とは交渉していないと、このように理解してよろしいですか。

◇副議長（島田榮一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） そのとおりでございます。

◇副議長（島田榮一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 学校が、小学校中学校合わせて7校ありますから、それはいろんな危険な箇所があるかと思うのですが、私が今年の12月の定例会で質問したときには、町長は議員提案の通学路と街路灯の設置は有効な方策と考えられると、関係者と協議しながら速やかに設置する方向で検討したいと、大体要旨このような回答をされたのです。それは、議会だよりにそのまま載っております。しかしながら、6カ月間何もしないと、しかも中央小学校の生徒はあそこの児童館の南側を通る道、大変危険な思いをしているわけです。それにもかかわらず、6カ月間放置したと、このことについてどのように考えていますか。町長、いかがですか。

◇副議長（島田榮一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 通学路の危険の解消というのは、昨年教育委員会等で検証いたしまして、町内の危険箇所を抽出いたしました。その中で中央小の通学路についても危険箇所として1つとして出ています。町としては、その重要度の高い危険箇所から関係者と交渉しながらそれを解消していくというのが町の姿勢でございますので、町田議員さんが言われる、中央小のいつするかというのは、この危険度の高いところからスタートした中でどう解消していくかというのは、また検討していくということで答弁したと思っております。

◇副議長（島田榮一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） それでは、この私が提案をした通学路よりも危険な箇所というのはどこどこがありますか。

◇副議長（島田榮一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 私が今危険だなと、一番危険だなと思っているのは、まず354から南に入っていきます三和食堂の東側の通路が私は一番危険だと感じておりました。これは、今歩道ができましたので、ある程度解消できたかなと。そのほか下茂木の芝根小に行く通学路、これが非常に道が狭く、車の往来が激しい。それに、八幡原、八幡原から南小に行く通学路。私の中では、私が通った中で今危険だなと自分で感じておまして、これはどうにか拡幅したり、子供を防御するような形をとらなければいけないかなと常々感じております。ただ、もう一つ、教育委員会のほうから何か所か出ておりますので、それについては教育委員会のほうから去年の調査の結果を出していただければと思います。

◇副議長（島田榮一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 川端秀信君発言〕

◇学校教育課長（川端秀信君） 私が聞いている範囲では、八幡原の関越の東側からの通学路になっている部分が道が3メートルぐらいで、生活環境安全課のご協力をいただいてグリーンベルトは引い

ていただいて、車と子供たちが分離して歩けるような状況にはなっていますが、あとは下茂木がちょっとまだ危なげな状況は聞いています。学校と相談しながら通学路の変更等も検討してくださいというのうちのほうも要望してありますけれども、地元と協議しないと何とも言えないというので、そのまま保留になっている点があります。

◇副議長（島田榮一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 中央小の校長先生も、三木先生なのですからけれども、ぜひ早くやってもらいたいということで要望が出ているはずなのです。それから、南玉の区長さんからもこの件については要望が出ていると思うのです。あそこは危険だということで、現在学校の保護者が交通指導に当たっています。私も時々そこへ出ます。きのうも7時15分ぐらいから1時間、そののところに立っていました。その前の日は南玉の長寿会が学校から要請をされまして、歩道橋のところですね、それから今の児童館の南の道路、あの付近で同じく7時15分から約1時間、交通指導に当たっていると。私もそれに参加をしております、きのう、おととい、そこへ立ちまして、あしたまたそこに交通指導に当たるようになっております。学校としても、三木校長先生も非常に心配しております、なるべく早くこの件については実現をするようお願いをしてもらいたいと。これきのう、おとといのときに校長先生から私にそういう話がありました。したがって、小学生の命にかかわる問題なのです。それをほかに優先箇所があるからといって交渉もしないと。それについてはいかがなものかと思うのですけれども、町長、どう考えられますか。

◇副議長（島田榮一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 先ほど述べたとおり、町内非常に車が多くて、危険箇所はたくさんございます。そういう中で、朝晩父兄の方が出ていただいて、旗振りをしたり、交通安全の子供たちを守っていただいております。大変私も朝のパトロールのときに感謝をしております。そういう中で、できるだけ町内全体が安全になるように、そうするのが我々の仕事でありますので、全体を見ながら子供たちの安全の通学路を確保していくというのが私の仕事だと考えております。

◇副議長（島田榮一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 先ほど私のほうから答弁させていただいた、交渉したかというご質問に対して、交渉していないということでございますが、ご提案をいただいてから現地調査等はさせていただいております。それで、どんなふうにしていくかという検討課題には挙げさせていただいているというのが現状でございます。

◇副議長（島田榮一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 6月に児童館の南の道路の先端部分から歩道橋を渡らずに真っすぐ道路を渡ろうとして、中央小の生徒さんが車にひかれました。命は助かった。しかしながら、かなりの後遺症があるのではないかと思いますよ。そういう事故があそこで起こっているのです。それは、児童館の南の道路ではなかったけれども、私はあの道路も関係しているのではないかと思います。

それで、最近交通指導をしなが、そこの現場のすぐ近くで私は交通指導しているわけですから、見て、何の標識もないですね、今まで。あんな大きな事故が起こったにもかかわらず、この道路を横断するな、歩道橋を渡れとか、そういう標識さえないのです。そういう人の命、子供の命にかかわることについて、玉村町は非常に鈍感ではないかと思うのです。あんな事故が起こっても何にもしていない。したがって、そういう道路、危険な場所というのは、なるべく早く、完全なものでなくてもいいですから、なるべく早くそれを改善する努力をしていただきたいと思うのです。町長、いかがですか。

◇副議長（島田榮一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） これは町田議員さんの言うとおりでございます。完全でなくても、子供たちが安全に通学できるように努力をします。これは町の仕事でございます、これをどこからどうにと、ただあれしろ、これしろ、あっちしろ、こっちしろという意見は聞きます。ただ、それをどうするかというのは私のほうで判断をして、進めていくということでございますし、また事故が起きた場所は県道の上でございますので、町としてもやっぱり事故が起きたところですから、子供たちにこの場所では十分注意しなさい、歩道橋を渡るように、歩道橋を渡らずに横断歩道したために事故が起きたわけでございますので、学校のほうには教育委員会のほうからそれなりに子供たちを指導してくれという指示はしてあります。ただ、大きな看板がまだ立っていないということでございますから、どのような看板を立てれば子供たちに十二分にそれが伝わるか。その辺は議員さん言われるとおり、何かやっぱり町としても、学校としても、その辺はしていく必要があるかなと私も思っておりますし、そのような場所に、危険な場所に対しては、子供たちが十分に注意して、事故に遭わないように、これからも指導していくというのが町の仕事だと考えております。

◇副議長（島田榮一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 先般、渋川市長選がありましたね、日曜日に。それで、ある候補の応援に来てくれというので行きました。そのときに私が述べましたのは、市長として最も大切なものは何かというお話をさせてもらいました。総決起大会の晩だったのですが。そのときに私が言ったのは、市長として最も大切なことは、どんな大きな災害が起ころうが、何が起ころうが、市民の命とその財産を守るのだと、あるいは被害を最小にするのだと、これが市長の最も大切なことだと。この渋川市長候補者はそのことを着々とやっている、地味だけれども、着々とやっている、こういう成果を上げて

いると、そういう話をしたのですけれども、玉村町も町長の最も大切なことは町民の命と財産を守る。大きな災害が起こったときも大丈夫だという体制を築く。あるいは、被害を最小限にする。そのことが町長として最も大切な使命なのだとすることを考えて、仕事に当たっていただきたいと。よろしくお願いをいたします。

◇副議長（島田榮一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 今言われたとおりでございます。やっぱり町長として最も大切なことは、今は町民の生命、財産を守ることが一番の基本でございます。そのためにどうこの行政を執行していくかというのが、私は町長の役目だと思っております。そういうことから町全体を考えて、この行政をしていく、公平公正にしていくというのも私の使命だと考えております。

◇副議長（島田榮一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 私の考えと町長の考えは一致しているようです。大変うれしく思いますが、そうであれば、事故の起こった現場、それから児童館の南の道路の通学路はやめて、1メートル道路でもいいですから、両水の南側から歩道橋に通ずるところに通学路をつくっていただきたいと思いません。少なくとも早急に交渉に移っていただきたい。よろしくお願いをいたします。

次に、3学期制のことについてお伺いしますが、教育長が3点ほど、2学期制はこんないいのがあるのだと。その高崎市が2学期制を多分採用することになったころ、教育長は教育委員会の教育課長か何かされたのだと思えますけれども、こんなにいい利点のある2学期制を高崎市は何で3学期制に変えたのでしょうか。

◇副議長（島田榮一君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） 今の質問は、ちょっと私高崎市の人間ではないので、わかりません。はっきり言わせて。

◇副議長（島田榮一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 教育長としては、そういうことはつぶさに調査すべきではないですか。何で高崎市は2学期制を3学期制に変えたのだと。同じような期間、7年間なり8年間、3学期制から2学期制に移行してやってきたと思うのです。それにもかかわらず、3学期制に戻したと。なぜなのだろうと。それは当然のことながら疑問に思っ、高崎市の考え方を調べるべきだったのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

◇副議長（島田榮一君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） 高崎市は高崎市で、その2学期制についての保護者からの意見、学校現場の意見等を取り入れながら、3学期制に戻すという結論に至ったということであります。なぜかはわかりません。ただし、玉村町としては、学校現場の実際に子供を扱っている先生方、先ほども申し上げましたが、やはり学校教育は先生と子供の触れ合い、これが基本であります。その触れ合いができる環境をどうつくるかと。そして、それをさらに充実させていくためにはという観点から学校現場の意見を十分取り入れて、今の2学期制が好ましいということで、学校を大事にしながらこの2学期制を推進しているところでございます。

◇副議長（島田榮一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 高崎市も生徒と先生の触れ合いが大切だとか、当然考えているはずですよ。それから、自然環境ですね。これも高崎市と玉村町は余り変わらないと。にもかかわらず、3学期制に戻したと。玉村町が2学期制でなければならない。高崎市と比べて、玉村町はこういう違いがあるのだというのは何かあるのですか。

◇副議長（島田榮一君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） 非常に難しい質問であります。やはりそれぞれの市町村がそれぞれの子供たちのために何が一番いいかということを考えていく必要が一番基本に置かなければいけないと思います。高崎市がこうやったから、では玉村町もしましょうよという発想は、これは要らないと思うのです。だから、やはり玉村町の子供にとって一番いいのは何だろうか。3学期制も実際には8年前にはやっていました。そして、2学期制のよさを取り入れて、今8年目を迎えていると。そして、その8年目を迎えた中で、学校現場から3学期制に戻してくれよという意見がないということですね、全体的には。そういうことで、2学期制がやっぱり今の特に中学校なんかの場合にはいろんな時間ととれると。そして、思春期の非常に難しい、精神的にも不安定な中で、いかに触れ合いを深めながら心の成長なり、あるいは学力なりをつけていくか。これにはやっぱり一番いいということを現場からの声として聞いています。したがって、そういう観点から今進めております。

◇副議長（島田榮一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 教育長の答弁を聞いていますと、一番のこれだと、玉村町が2学期制を採用し続けるのはこれだというのは、要するに現場の先生の意見ですか。

◇副議長（島田榮一君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） 先生と生徒が、あるいは子供と一緒に学校教育、要するに生徒がいて、子供がいて、そしてその子供の成長を促す、あるいは支援する。そこに教師がいて、だから先生が主役

ではないというのはいつも言っていることです。そういう中での教育活動が充実していくということが第一に考えておかなければいけないということです。

◇副議長（島田榮一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 今教育長が述べられたことは、高崎市でもどこの市でも同じではないですか。子供が主役ですと。その主役をある程度のアドバイスしながら、あるいは新しいことを教えながら成長させていくこと。これはどこでも全国同じではないですか。

◇副議長（島田榮一君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） 基本的な部分は変わらないと思います。ただし、やり方として違って来るだろうと。ですから、先ほどもちょっと答弁させていただきました。例えば夏休み前のいろいろな行事だとか、あるいは成績処理だとか、そういういろんなものが重なってくるときに、なかなか子供のところに目が向かないのです。特に中体連の最後の3年、中学3年生なんかはことしも関東から全国まで行ったチームもございました。ですが、いろいろな仕事に追われて、子供に目が向かなくなったら、本来教師の仕事は半分になってしまうのではないかと。そこが夏休み前の大事な時期に子供としっかり向き合えるという、このよさが2学期制のよさとして、あるいは2学期制ではなくても、玉村町としてはそれを大事にしていきたいということで2学期制を進めているということでございます。

◇副議長（島田榮一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） それは、高崎市も同じではないですか。高崎市も同じだと思うのですよ。

◇副議長（島田榮一君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） ですから、高崎市であろうが、要するに3学期制をやっている学校については、どうしても夏休み前に通知表なり成績処理をして、それを子供に渡さなければならない。そういう事務的な部分が、たとえ1週間であろうが続くわけです。それだけ時間のゆとりが、子供と触れ合う時間のゆとりがとれなくなるということです。

それともう一つは、子供の成績を、子供が頑張った分をそれなりに評価してあげるということが大事だということです。ですから、夏休みが学期の真ん中に、途中に来るということは、例えば夏休み前までは授業が、進度は毎日進んでいきます。だけれども、夏休み期間中は進みません。そうすると、その間にちょっとまだ足りなかったな、まだ十分ではない。それを夏休みに頑張れば、夏休み後の期末テストによってそれが生かされてくる、夏休みの頑張りが。そういうよさがあるということです。例えば小学生なんかでいうと水泳、プール、夏休み前まではどうしても25メートル泳げなかった。夏休み頑張った。25メートル泳げるようになった。それが今度は前期の評価として生かされる。だ

から、子供の頑張りを認めてあげるような評価ができると、こういうことです。

◇副議長（島田榮一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） ここら辺でやめますけれども、高崎市も同じことをやってきたわけですね、2学期制で。それにもかかわらず、3学期制に戻したわけです。群馬県下ではそういう市町村がいっぱいあるわけですね。それで、玉村町だけが残ってしまったと。そこには、何らかの評価の基準が違うところがあるのだと思うのです。これは、どんなに話し合っても多分平行線でだめだと思うのです。ただ、保護者は、4、5、6、7、この4カ月の間にうちの子供はどれぐらいの成績、学科の理解ができたのだろうか。あるいは、学校における生活態度はどうだったのだろうか。そういうことについて書いたものでもらっていないわけですね。それが非常に不安に思っているわけです。そのことについてはどうですか。

◇副議長（島田榮一君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） ですから、もらっていないというのは間違いなのです。実際に例えば今の現状はどうなのか。4月にNRTの検査をします。町の予算でやります。その検査はゴールデンウィーク明けに子供たちに伝わります。そして、夏休み前に2者面談なり3者面談をして、今まであなたはこういうことを頑張ったけれども、こういうところがまだ足りないね。夏休みの課題としてこういうことをやりましょうよと、そういう面談をやります。中には、夏休みに入って、家庭訪問をしている学校もございます。それから、通知表のかわりに連絡カードというものをつくって、今まで夏休みに入る前の学習の状況だとか生活の様子だとかを伝える方法をとっている学校もございます。それぞれ学校違いますけれども、だからやったことをそのまますぐ何もしないで夏休みにいくということとはございません。要するに夏休み前までにはこうだったけれども、こういうところがよくて、こういうところは課題として残っています。だから、課題として残っているところは夏休みに頑張らしましょうよという、本人の頑張る目安がそこでできる。そういう対応は全ての学校でやっていますので、何にもっていないということは一切ございません。

◇副議長（島田榮一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 余りはっきり言うと悪いというので言わないのですけれども、先生によって大分差がありますね、はっきり言って。私のことで申しわけないのですけれども、孫がいるものから、担任の先生によって物すごく差があります。そのことは承知おきください。それで、なるべく同じようにできるように指導していただきたいと思います、先生をね。どの先生も同じように保護者との面談をし、4月から7月までの子供さん方の生活、学校における生活状態はこうだということを詳しく保護者に伝え、成績は各科目ごと大体こういうできです。何ができて、何が悪いですか、そう

いうのをよく保護者にお伝えするように、ぜひご指導していただきたいと思います。以上、お願いしておきます。かなり違います。

◇副議長（島田榮一君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） 今いろいろな面をお話いただきましたが、それは常々私どものほうからは校長を通してお願いしているところでございます。

◇副議長（島田榮一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） それでは、それはそこら辺にしておきまして、クーラーの問題についてはしますが、平成23年3月の定例会において、教育長は平成23年度の1年をかけてエアコンについて調査検討したいと、こう述べられました。その結果はどのようになったのでしょうか。

◇副議長（島田榮一君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） 先ほどお答えしたとおりでございますけれども、まだまだ十分検討する余地があるということでございます。全然してこなかったわけではなくて、やっぱり身近なところから何ができるかという暑さ対策の一環としてクーラーということも考えてきたわけで、まだそれが実現に至っていないということでありまして、ほかのできることはそれぞれの学校にも投げかけて今やっ
てきていると、そういう状況です。

◇副議長（島田榮一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） このクーラーの問題は、今この部屋にクーラーが入っていますね。けれども、学校の生徒はクーラーなしですよ。暑さを感じるのは大人も子供も同じだと思うのです。

それで、周辺市がだんだんとそういうのを入れているわけですよ。それで、勉強しやすい環境で勉強をしていると。それに比べて、クーラーにかわるいろんなことをやっていますけれども、クーラーには勝てないと思うのです。何度とすれば何度ぐらいになるのですから。28度なら28度と設定すれば、大体28度に。したがって、お金はかかりますよ。子供の教育にはお金はかかるのですよ。かけたほうが学科の成績は多分よくなると思いますよ。しかし、精神的には弱い子になるかもしれませんけれども、最近の暑さは異常ですよ。そのことを理解して、お金はかかっても、逐次でいいですから、一遍に全部やれなんてことは言いませんので、お金をかけて、それで快適な環境で子供たちが勉強に集中できると、そういう環境をつくってやりたいと思うのです。町長、いかがでしょうか。

◇副議長（島田榮一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 子供たちが快適な環境で授業をするというのは、これは考えなくてはいけな

いなと思っています。非常に学校も教育委員会等もいろんな施策を子供たちの教育、環境という教育の中で手を打っているということで、私もこの暑い中、教室へ行ってみましたが、子供たちは元気よくやっております。やっぱり子供はすごいなと思いましたが、非常にそういう中でも現状の中で元気よくやっているというのが現状でございます。

暑くなってから冷やせばいいというのは一番簡単な原理でございます、教室を冷やせば、今度は教室の周りは物すごく暑くなってしまって、外へ出たときには熱風の中に出ていくという、そういう環境にもなるわけでございますので、必ずしも暑いから冷やせばいいというだけではなくて、こういう環境が35度から38度という地球環境が変わってしまったということですね。ですから、地球環境が変わったということですから、やっぱり我々の考え方も変えていかなくては行けない。今までどおり、ただ冷やせばいいよということだけではなくて、もっといろんないい面があると思います。私は、3年前にヨーロッパへ行きまして一番感じたのは、やはりこの暑くなった地球環境の中で人間が生きていく一番のものは緑と水、これが一番これから大事だなと思っております。日本の学校なり玉村町の学校もそうなのですが、見てみますと、やはり日本は緑が少ないです。山は多いですけども、人間が住んでいるところに非常に木が少ない。道路の端も木が少ない。水辺も少ないです。玉村町は利根川と烏川といういい水辺がありますから、これを今烏川の水辺の森フェスティバルをやっていますけれども、水辺を大事にして、この環境に対応していくというのがあります。

私は、個人的ですけれども、個人的には教育長に話しているのですけれども、夏休みをもっと長くしたらいかがかと。そのために夏休みがあるわけですから、この暑い夏を乗り切るのは、もうそういう小手先だけではなくて、今までの環境を変える、考え方を改めていくというのが一番大事だと思っておりますし、夏休みをもう少し涼しくなるまで夏休みにしたらいかがか。そのかわり冬休み、春休みを縮めてもいいのではないかなという提案はしていますけれども、なかなかそれはまた大きな問題でございますので、簡単にはいかないと思います。私は、個人的にはそんなような考えで子供たちの教育環境を整えていくということは常々考えているわけでございます。

以上です。

◇副議長（島田榮一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 高崎市に住めば、小中学校には全教室クーラーが入って、非常に勉強しやすいと。玉村町へ行くとクーラーは入っていないと。ただ緑と水で冷やしていると。こういうときに、子供を持った母親が、玉村町に移ろうと思うのでしょうか。私はそういうことを考えるのですよ。それで、玉村町へ行くとそういう水と緑で環境のいいところで勉強できるけれども、暑くてしようがないと。子供は勉強になかなか集中できないと。高崎市に行けば、非常にクーラーが入って、子供たちは勉強に集中してやっていると。そういう環境の差があると、玉村町の人口はどんどん減っていつてしまうのではないかと思うのです。したがって、よく周辺の市町村と比べて、劣らないようなよい

環境を子供たちにつくっていただきたいと思います。その一つは、教室にクーラーを設置することなのです。ぜひよろしく願いをいたしまして、私の質問を終わります。



○散 会

◇副議長（島田榮一君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、明日は、午前9時までに議場へご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後4時10分散会